

豊丘村

Toyooka village

第二期 子ども・子育て支援 豊丘村行動計画
(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月



挿絵

唐澤 香織

は じ め に

現在の子どもたちが大人になるころには、豊丘村にリニア中央新幹線が走り、豊かな自然や美味しい農産物を求めて、国内のみならず海外からの多くの人々で賑わっている…そんな様子を思い描きながら、生まれ育つこの豊丘村を愛し、豊丘村で暮らし続けたいという願いがかなう環境づくりに向けて、さまざまな施策を実施してきております。



平成24年8月に制定された「子ども・子育て新法」に基づき、本村におきましても平成27年からの5年間を一期とする「子ども・子育て支援豊丘村行動計画」を策定し計画的な子育て施策の推進と充実を図ってまいりました。このたび、第一期を検証した課題から、更なる充実を目指し、令和2年からの5年間を二期とする「第二期子ども・子育て支援豊丘村行動計画」を策定いたしました。

全ての子どもは、生まれてきた時から、それぞれがかけがえのない存在です。子どもが、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、互いに認め合い、共に生きることができるようになるため、子どもの健やかな育ちは、豊丘村にとって最大の資源である「人づくり」の基礎であり、子どもの育ちと子育て家庭を支援することが未来への投資と考えます。

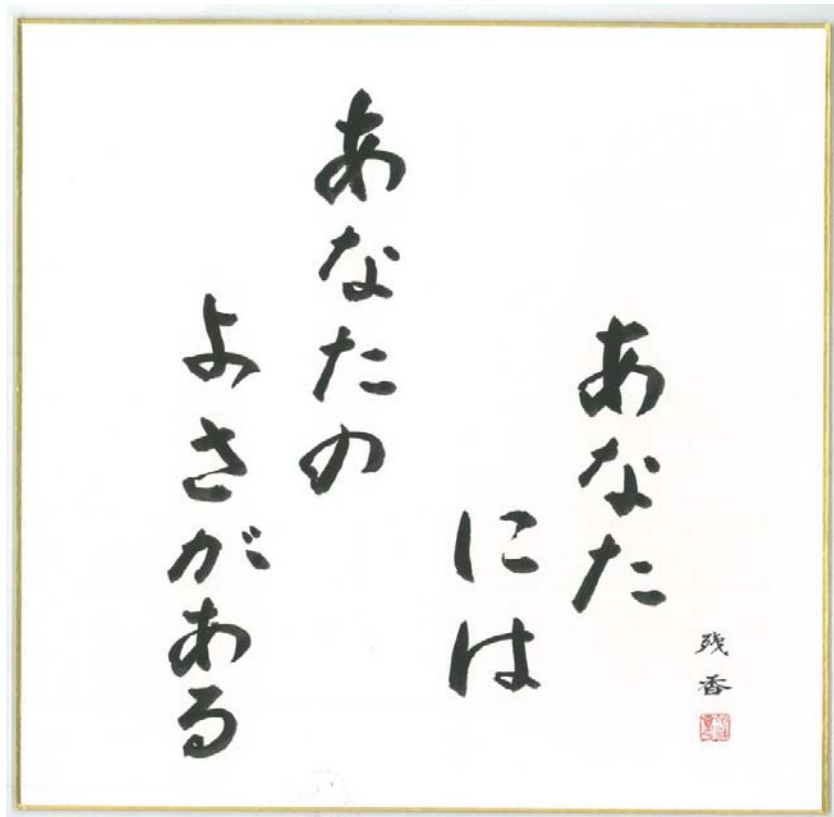
引き続き、第5次豊丘村総合振興計画と本計画に基づき、「子どもの最善の利益」が実現され、またこの計画の理念である「全ての村民が、子どもと子育て家族を支え共に育ちあう村」を目指し、諸施策の推進を図って行かなくてはなりません。

子どもたちの笑顔があふれ、大人と子どもが力を合わせて元気な豊丘村を創りだし、この緑豊かな豊丘村の未来を子どもたちに託すために、家庭、学校、地域、行政等が連携し、取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「豊丘村子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」などにご協力いただきました村民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和2年3月

豊丘村長 下平 喜隆

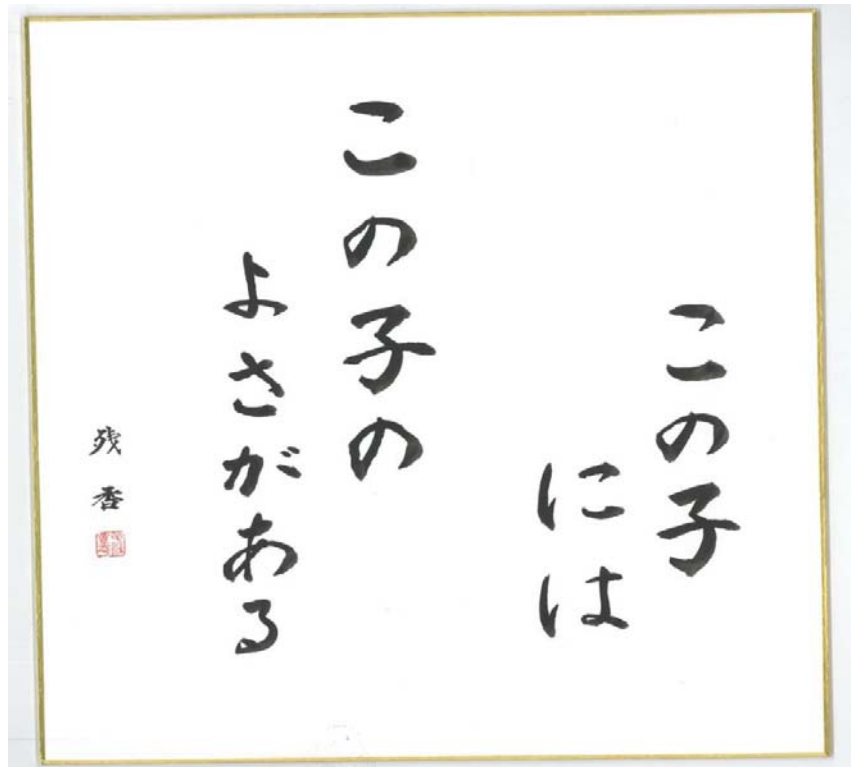


子育てへのこだわり(時代がかわっても)

毛涯 章平

一、子育ての基本(先人の教えから)

- 『どういう人間に育ってほしいか』という願いを持つこと。
(親が常に心の内に念じていることに、子どもはだんだん近づいていくものである。)
- 『幼児期に親の人生観に触れることは、母乳と同じに大切である。』
- 『子どもの頃、がまんすることを教えてもらわなかった人は、一生の不幸である。』
- 『今日の青少年の様々な問題は、育ち盛りに断固として言ってくれる人が、周りにいなかったことが、最大の問題ではないか。』



二、先人の家訓から

《 福沢 諭吉 》

- うそをつくべからず。
- 人のものをうらやむべからず
- 人の噂かたく無用
- 兄弟げんかかたく無用

《 松代藩横田家 》

- 先ず恥ずかしいとは思わぬか
- わが身をつねりて人の痛さを知れ
- 目上の人をうやまえ
- 目下の人をいたわれ
- 人の悪しきことを、子どものいる所で言ってはならぬ。

《 薩摩の郷中教育 》

- 弱い者をいじめぬ
- 困っている人がいたら手を差し出せ
- 親に口答えしてはならぬ

《 森信三氏 》

- 朝、起きたらまず親にあいさつ
- 呼ばれたら「ハイ」とはっきり返事
- 履物は脱いだら必ず揃える

以上の先人の教えを参考にして、当村における地域ぐるみの子育ての力点として、例えば次の5点が浮かび上がります。

- 一、 弱い者をいじめてはならぬ
- 一、 困っているひとがいたら手を差し出せ
- 一、 わが身をつねりて人の痛さを知れ
- 一、 恥を知る人であれ
- 一、 礼儀正しい人であれ

三、子どもが、言われて嬉しいことば

- ☐ お前にはお前の良さがあるのだ
- ☐ お前に期待しているぞ
- ☐ さすが！
- ☐ あなたなら、できる
- ☐ 母さん(先生)嬉しいよ
- ☐ 伸びてきているぞ

【目次】

こども・子育て支援計画の策定によせて

故 毛涯 章平 先生



第1章 こども・子育て支援豊丘村行動計画とは

1 計画策定の目的	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の基本理念	2
4 計画の名称	2
5 計画期間と位置づけ	3
6 地域こども子育て支援事業	4
7 こども子育て支援の意義とポイント	5
8 計画の策定体制	6
9 計画の対象	6

第2章 子ども・子育て支援豊丘村行動計画の評価と課題

【計画の基本理念・基本目標・基本施策・支援施策の評価と課題】

1 子どもの権利を尊重する社会の推進	7
（1）人権教育を充実し、豊かな心と思いやりの気持ちを育む取り組み	
（2）こどもの社会参加の充実	
2 安心して子育てできる社会の仕組みの構築	8
（1）家庭の実情に合った子育て支援の充実	
（2）男女共同参画意識の醸成	
（3）仕事と子育ての両立の推進	
3 子育て家庭を支える地域の環境の充実	8
（1）仕事と家庭が両立できる職場環境への取り組みの推進	
（2）地域の子育て支援のしくみ	
（3）地域力を活用した子育て支援	
4 質の高い教育・保育の総合的な提供	8
（1）就学前教育や保育の充実	
（2）義務教育の充実	
（3）家庭教育力の向上	
（4）豊丘村を愛する郷土愛を育てる取り組み	
5 子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援	9
（1）こどもの基本的な生活習慣「早ね・早おき・朝ごはん」の取り組み	
（2）児童虐待や育児放棄等要保護児童対策の強化	
（3）ひとり親家庭の自立支援	
（4）発達に支援の必要なこどもとその家庭への支援の充実	
（5）障がいのあるこどもや支援体制の充実	
（6）外国人等のこどもや家庭への総合的な支援体制の充実	

(7) 青少年の健全育成	
6 こどもと子育てにやさしい環境の整備	9
(1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり	
(2) 子育てに適した生活空間の整備	
(3) こどもと親の健康を守る取り組み	
(4) こどもの安全を守る環境づくり	
(5) 若い世代が社会的に自立し、家庭を持つための支援の充実	
7 目標事業量の設定	10

第3章 豊丘村の子どもたちのすがた

1 豊丘村の概況	12
(1) 少子化の現状	
(2) 少子化の背景	
(3) 少子化の影響	
(4) 少子化の要因	
(5) 年少人口（0～14歳）と高齢者人口（65歳以上）の推移	
(6) 豊丘村の出生の動向	
(7) 世帯の構成状況	
(8) 子どもの居場所、保育サービスの利用希望	
2 保育サービスの状況	15
3 放課後児童クラブの状況	15
4 母子保健の状況	16
(1) 母子手帳の交付	
(2) 母親学級（プレママ教室）	
(3) 新生児・乳児（乳児家庭全戸訪問指導）	
(4) 乳幼児健診	
(5) う歯（むし歯）の状況	
5 生活の状況	18
6 ニーズ調査等からみた豊丘村の子どもの現況	18
(1) 実施した調査の概	
(2) 調査結果からみた子どもたちを取り巻く状況	



第4章 計画策定にあたっての課題

1 子ども・子育て支援豊丘村行動計画からの課題	20
2 ニーズ調査（平成30年度実施）からの課題	21

第5章 支援計画と施策の展開

【 新計画の施策体系 】	22
1 子どもの権利を尊重する社会の推進	23

(1) 人権教育を充実し、豊かな心と思いやりの気持ちを育む取り組み	
(2) 子どもの社会参加の充実	
2 安心して子育てできる社会の仕組みの構築	24
(1) 家庭の実情に合った子育て支援の充実	
(2) 男女共同参画意識の醸成	
(3) 仕事と子育ての両立の推進	
3 子育て家庭を支える地域の環境の充実	26
(1) 仕事と家庭が両立できる職場環境への取り組みの推進	
(2) 地域の子育て支援のしくみ	
(3) 地域力を活用した子育て支援	
4 質の高い教育・保育の総合的な提供	30
(1) 就学前教育や保育の充実	
(2) 義務教育の充実	
(3) 家庭教育力の向上	
(4) 豊丘村を愛する郷土愛を育てる取り組み	
5 子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援	35
(1) 子どもの基本的な生活習慣「早ね・早おき・朝ごはん」の取り組み	
(2) 児童虐待や育児放棄等要保護児童対策の強化	
(3) ひとり親家庭の自立支援	
(4) 発達に支援の必要な子どもとその家庭への支援の充実	
(5) 障がいのある子どもや支援体制の充実	
(6) 外国人等の子どもや家庭への総合的な支援体制の充実	
(7) 青少年の健全育成	
6 子どもと子育てにやさしい環境の整備	42
(1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり	
(2) 子育てに適した生活空間の整備	
(3) 子どもと親の健康を守る取り組み	
(4) 子どもの安全を守る環境づくり	
(5) 若い世代が社会的に自立し、家庭を持つための支援の充実	
7 目標事業量の設定	47

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知	49
2 推進体制の整備	49

第7章 資料編

定量的目標事業量の設定について	50
1 量の見込みについて	50
2 算出方法	50

3 算出結果	50
(1) 計画期間の児童数の推移	
(2) 教育・保育の量見込みと確保方策	
(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の内容及び実施時期	
4 定量的目標事業量	55
5 ニーズ調査報告書（抜粋）	56

おわりに

第二期 子ども・子育て支援豊丘村計画策定によせて 豊丘村教育長 壬生 英文



第1章 子ども・子育て支援豊丘村行動計画とは

1 計画策定の目的

「豊丘村総合振興計画 ～ずっとふるさと もっととよおか～」に基づいて、豊丘村の子ども・子育て支援事業の方向及び村民のニーズを踏まえた具体的な事業計画を明らかにするため「第二期 子ども・子育て支援豊丘村行動計画」を策定します。

2 計画策定の背景

少子・高齢社会は、人口構成のバランスをくずし、健全な子どもの人格形成にも影響を及ぼすことが懸念されています。国の合計特殊出生率を見ると、過去最低とされる平成17年の1.26から平成29年は1.43と上昇しているものの、人口を維持するために必要とされる2.08を大きく下回っており、その要因として未婚や共働き家庭の増加、核家族化の進行、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感などが指摘されています。

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、子ども・子育てをめぐる課題に対応するため、国では新たな支援制度を構築し、平成24年8月に「子ども・子育て関連三法」の制定、平成27年度4月からは「子ども・子育て支援新制度」が施行されています。

豊丘村においては、平成17年度から26年度までを計画期間として、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画『豊丘村次世代育成支援対策行動計画 子どもが元気に育つむら・豊丘～豊丘村の^{あした}次代づくりプラン』に続いて、平成27年度から令和元年度までの『子ども・子育て支援豊丘村行動計画 ～子どもの笑顔が輝く丘 だんQくんの未来づくりプラン～』を策定し、すべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中「子どもは親が育むことが基本」としながらも、社会全体で子ども・子育てを支援するよう、より一層の取り組みが必要になっています。子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが楽しいと思えるような社会を計画的に構築するための指針として、ここに「第二期子ども・子育て支援豊丘村行動計画」を策定し子育て支援策の充実に取り組んでいきます。

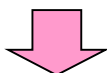


3 計画の基本理念

本村は、豊丘村総合振興計画の将来像をこのように位置付けます

「ずっとふるさと もっととよおか」

・豊かな自然に触れながら、うるおいのある生活空間のなか、村民が三世代を通して生活しやすい、住みやすい村の実現に向けて、様々な取り組みを進めていきます。



《 子ども・子育て支援計画の基本理念 》

すべての村民が、子どもと子育て家庭を支え共に育ちあう村

○本村で暮らす全ての子どもが次代の担い手として、豊かな心を持ち、たくましく主体的に生きる力をもった大人に成長することを目指します。

○子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一責任者を有することを前提としつつ、地域や社会が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をします。

○家庭・地域などが、子育ての重要性に対する関心や理解を深め、連携しながら豊丘村全体で、健全な次代が育つ環境づくりを進めます。

「子ども・子育て支援豊丘村行動計画」は、すべての子どもたちの最善の利益が尊重され、子どもの成長を通して喜びを感じながら、家庭や地域のみんなが共に成長することを目指します。子どもが健やかで元気に成長できるよう、家庭や地域・学校・保育園・行政などが、子どもが何を求めているのか、子どもにとって何が必要なのかを考え、望ましい子育て支援社会を構築していけるように策定する子育て計画です。そして、その子どもたちを育てる父親・母親や、これから子どもを生み育てる次世代の親が、子育てに対する喜びを実感できることができ、また、子育ての意義について理解を深めることができるように地域全体で支援していきます。

4 計画の名称

「第二期 子ども・子育て支援豊丘村行動計画」は

子どもの笑顔が輝く丘

～だんQくんの未来づくりプラン～

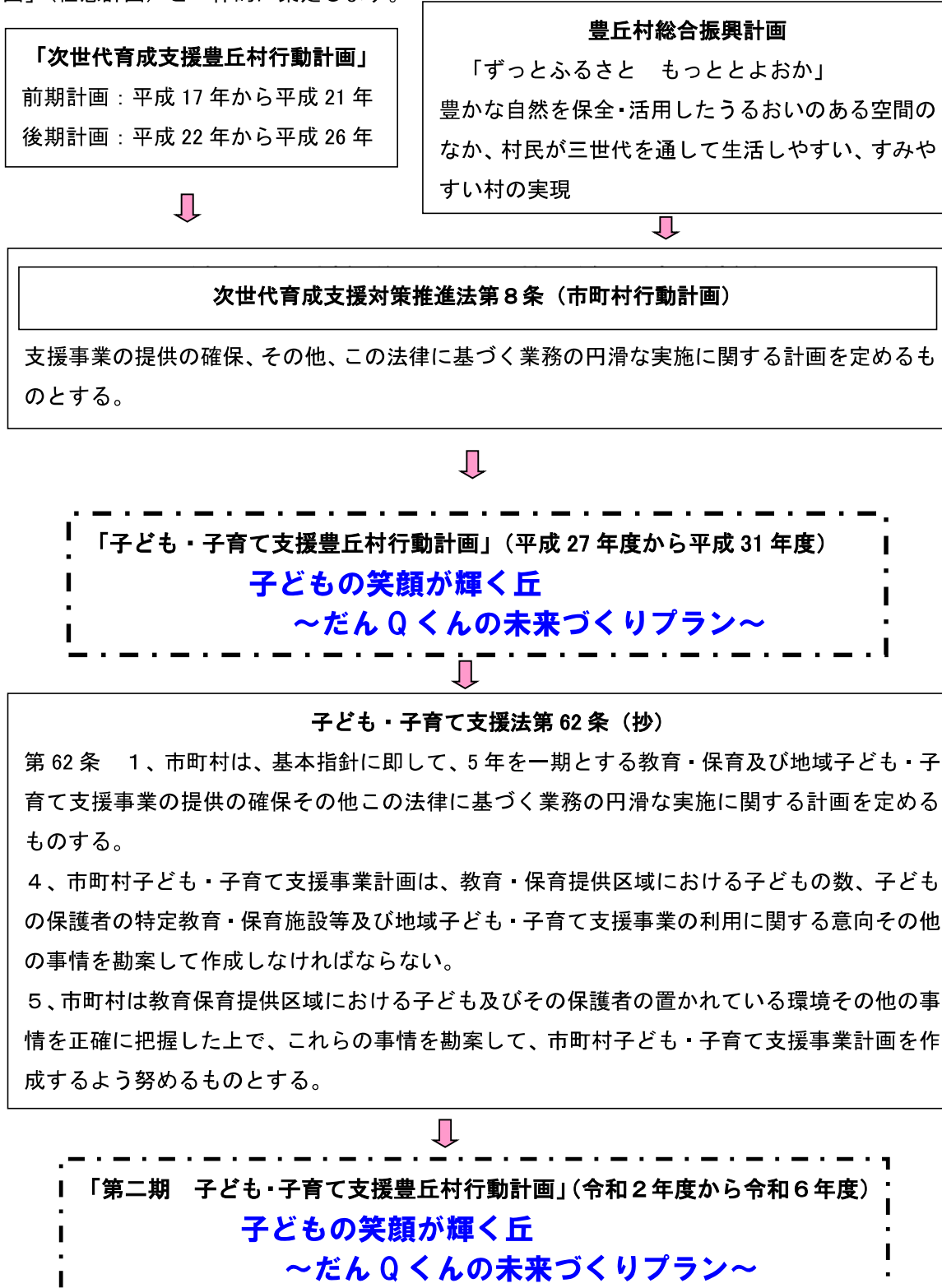
として、基本理念の意義をわかりやすく表現しています。



5 計画の期間と位置づけ

「第二期 子ども・子育て支援豊丘村行動計画」の計画期間は
令和2年度から令和6年度までの5年を期間とします。

本計画は、子ども・子育て支援法第62条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）に位置付けられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」（任意計画）と一体的に策定します。



6 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業や放課後健全育成事業など13の事業「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域に応じて推進していくこととなりました。本村においても、この「13の事業」を十分に踏まえながら計画を策定します。

【 事業 の 名 称 】

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）
- 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）
- 妊婦に対して健康診査を実施する事業
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
- 養育支援訪問事業・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業
- 一時預かり
- 時間外保育事業（延長保育事業）
- 病児保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 実費徴収の係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業



7 子ども・子育て支援の意義とポイント（国から示された基本指針）

行動計画の目指すべき方向性として、次の7項目を行動計画における基本指針と定め施策の推進を図ります。

【基本指針】

- 1 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 2 障がい、疾病、虐待、貧困など社会的に支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 3 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化。
- 4 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長によるこびや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、よりよい親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 5 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の情勢、幼児期における他者との関りや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関りや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保証することが必要。
- 6 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行って行くことに留意することが重要。
- 7 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を含め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。



国からの基本指針を踏まえ豊丘村では以下の7項目を目指すべき方向性と定めます。

- 1 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。
- 2 一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 3 社会環境の変化に即した行動計画とする。
- 4 子育てによるこびや生きがいを感じることができるような行動計画とする。
- 5 発達に応じた適切な保護者の関りや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保証する行動計画とする。
- 6 多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図るため、妊娠・出産期からの切れ目ない支援の行動計画とする。
- 7 全ての村民が、子ども・子育て支援の重要性を理解し、各々の役割を果たせる行動計画とする。

8 計画の策定体制

1) 豊丘村子ども・子育て会議

民生児童委員・教育委員会・学校 PTA・保育園保護者会・学校・保育園関係者や児童クラブ職員、子育てサークル代表者等子ども子育て支援に関する事業に従事する者で構成する「豊丘村子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議し、計画書に反映させてきました。

2) 子ども・子育てに関するアンケート調査

就学前児童・小学生の保護者の方を対象に、子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するため、「子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」を平成31年2月に行いました。就学前児童（0歳～5歳）の保護者200名、小学1年生から3年生の保護者180名を対象として「子ども・子育て支援事業計画策定にかかわるニーズ調査」を実施しました。

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査	200	156	78.0%
小学生用調査	180	138	76.6%

3) 聞き取り調査

子育て中の母親より聞き取り調査を行い、子育て家庭や地域の中で現在抱えている課題や問題点について意見交換を実施し、たくさんの貴重なご意見をいただきました。

9 計画の対象

- 1) 0歳から18歳に達する（18歳の誕生日前日）までの男女とその家族を対象とします。
- 2) 子ども子育て支援法及び基本指針が定めるところの、就学前の教育・保育事業と本村における子育て支援事業を対象とします。

第2章 子ども・子育て支援豊丘村行動計画の評価と課題

(第一期 平成27年度～令和元年度)

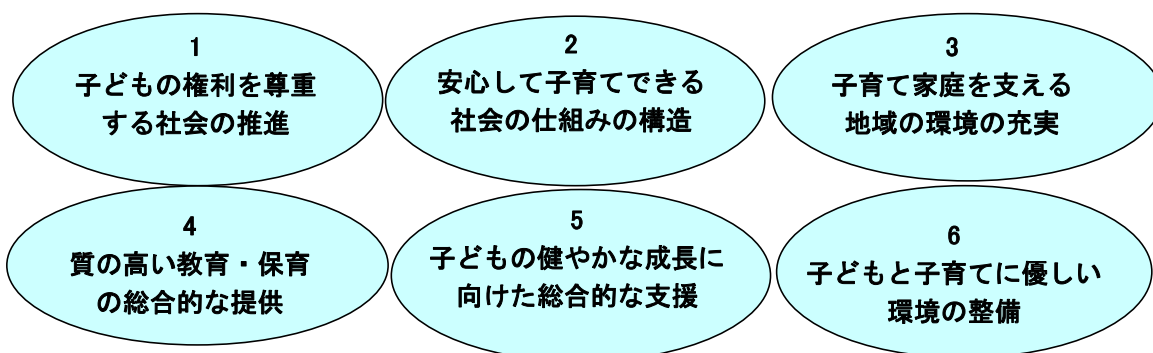
【計画の基本理念・基本目標・基本施策・基本施策の評価と課題】

<基本理念>

全ての村民が、子どもと子育て家庭を 支え共に育ちあう村

<基本目標>

豊丘村では、子育てを地域全体で応援していくために、次の6つの事項を行動計画において基本目標として施策を展開してきました。



<基本施策>

計画のポイント（基本的視点）を基に、行動計画の目指すべき方向性として、次の6つを「第一期 子ども・子育て支援豊丘村行動計画」における基本目標として定め、施策の推進を図ってきました。

<支援施策の評価と課題>



1 子どもと子育てに優しい環境の整備

(1) 人権教育を充実し、豊かな心と思いやりの気持ちを育む取組

豊かな心を育むため、子どもの心に残る道徳教育の充実を図ると共に、多様な体験活動等や、読書活動等を推進する取り組みの充実が重要となります。また、いじめ・不登校に対応するため相談体制の強化、関係機関との間のネットワークづくり等が必要となります。

(2) 子どもの社会参加の充実

子どもの人数の減少は、遊びを通じての仲間意識の形成や子どもの社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。地域の方の協力を得て、地域において子どもが自主的に参加し、自由にあそべ、学習や様々な体験活動を行うことができる安心・安全な居場所づくりの推進が重要となります。

2 安心して子育てできる社会の仕組みの構造

(1) 家庭の事情に合った子育て支援の充実

きめ細かな子育て支援サービス、保育サービスを効果的に提供でき、各種の子育て支援サービス等が利用者に周知されるよう、子育てサイトの活用、各支援のパンフレット配布による情報提供を行うことが課題になります。

(2) 男女共同参画意識の醸成

子育て世代では、父母が協力して子育てをすることができていますが、子育てにより社会参加が中断されるのはまだまだ母親という現状があり、子育て中の社会参加が課題となります。

(3) 仕事と子育ての両立の推進

多様な保育ニーズに応えることで、仕事と子育ての両立を支えています。子育て後の再就職支援として、就業相談利用者も増え、求人情報の提供等、更なる充実と男性も含めた働き方の見直しが課題となっています。

3 子育て家庭を支える地域環境の充実

(1) 仕事と家庭が両立できる職場環境への取組の推進

保育サービス及び、放課後児童健全育成の充実等、多様な働き方に対応した子育て支援の充実に取り組むと共に、支援事業を利用しやすいよう情報提供を引き続き行っていきます。

(2) 地域の子育て支援の仕組みづくり

地域住民の多くが、子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう意識啓発等の推進が必要となります。

(3) 地域力を活用した子育て支援

三世帯家庭も多く、子どもが高齢者と接する機会には恵まれた環境にあります。子ども健全な成長には様々な年代の人との交流が大きな意味を持つことから、継続して世代間交流の機会を持つ必要があります。

4 質の高い教育・保育の総合的な提供

(1) 就学前教育や保育の充実

子育て情報の氾濫する社会だからこそ、多くの情報に混乱し子育ての孤立化の危険が高まっています。子育ての孤立化を防ぐため、保育園入園前の親子の集える場所や、集団生活の経験を積むことのできる保育園が「子どもの成長に最もふさわしい生活の場」になることが求められています。

(2) 義務教育の充実

確かな学力や豊かな心、健康や体力などの「生きる力」を身につける総合的な教育の更なる推進が求められています。また、いじめや不登校など子どもを取り巻く社会や家庭の環境に対応するため、心理面でのケアにも力を入れていきます。

(3) 家庭教育力の向上

人や自然とふれあう体験が減少している現代では、保育園や学校、地域社会で子育て家庭に対して体験活動を積極的に行うことが必要です。一方、両親をはじめとする家族が、子どもの自立に向けて親子で向き合う時間が増えるような働きかけが必要です。

(4) 豊丘村を愛する郷土愛を育てる取り組み

自然体験活動など豊丘ならではの活動を通して、豊丘村の自然を美しいと感じ、豊丘を愛する取り組みが行われてきました。地域の方の協力を得て更なる体験活動の充実が求められています。

5 子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援

(1) 子どもの基本的な生活習慣「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組み

朝食欠食等の食生活の乱れが見られます。乳幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着。食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる身心の健全育成をはじめとし、連携・情報提供を進め、各家庭への啓発が課題となっています。

(2) 児童虐待や育児放棄等、要保護児童対策の強化

子育て支援センターを中心に、養育支援を必要とする家庭を早期把握。虐待の予防・早期発見・早期対応に努めています。関係機関と連携強化し、相談体制の強化充実が課題となります。

(3) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭が増加している中で、子育て短期支援事業や保育園入園等各種支援策を引き続き推進していきます。また、就業支援事業は職業安定所との連携をおこない効果的な実施に努めることが必要となります。

(4) 発達に支援のいる子どもとその家庭への支援の充実

子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をするために必要な力を培うため、一人一人に応じた適切な支援を行って行きます。さらに家族が適切な子育てが行えるよう、専門機関と連携を密にしながら、支援体制を整えていくことが必要となります。

(5) 障がいのある子どもへの支援体制の充実

早期発見・早期療育の支援体制を引き続き行い、きめ細かい支援を行って行きます。障がいに対する親の受容の遅れにより適切な療育が遅れることの無いよう、障がいのある子どもの親への支援も必要となります。

(6) 外国人等の子どもや家庭への総合的な支援体制

多文化交流を行う中で、外国への理解も深めてきています。通訳・言葉の学習の場を設ける等、支援体制を整えていきます。

6 子どもと子育てにやさしい環境の整備

(1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

特定妊婦への支援など、母子保健と子育て支援の連携が確立しつつあります。安心して妊娠・出産・新生児の子育てができるよう、切れ目ない相談体制が重要になっています。

(2) 子育てに適した生活空間の整備

子育て支援センターの開設により、平日に安心してあそべる親子の集いの場は確保されましたが、休日や雨の日の遊び場についての要望に応えられるよう、中央保育園を改装して環境整備を行っていきます。

(3) 子どもと親の健康を守る取り組み

乳幼児健診の受診率も高く、子どもの健康については母親の関心は高いと思われます。子どもの健康を守ると共に、母親自身の育児不安などに対し、個々の状態に合わせた訪問指導、健康相談の必要性が高まっています。

(4) 子どもの安全を守る環境づくり

交通安全訓練を引き続き行っていきます。交通事故や犯罪等の被害から子どもを守るため、地域の方との協力体制が必要となります。

(5) 若い世代が社会的に自立し、家庭を持つための支援の充実

結婚や妊娠、出産に関する希望を実現するため、結婚・妊娠、出産の切れ目ない支援の推進が重要です。地域の実情に応じたニーズに対応しライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援を行うことが必要となります。

7 目標事業量の設定

<令和元年度 目標事業量の設定について>

子育て支援サービス 項目	令和元年度 目標事業量等	令和元年度 実施事業量等	目標達成 予定年度等
子育て支援センター (専門員人数)	1 か所 (2 名)	1 か所 (2 名)	継続実施
子育てサポーターの確保	必要性の検討	未実施	必要性の検討
親子交流広場	対象者参加率 75%	対象参加者率 75%	活動を充実させ 継続実施
育児支援家庭訪問 (子育て支援専門員)	希望者に対し訪問	希望者に対し訪問	継続実施
保育所園庭解放 交流保育	3 保育所年 12 回	3 保育所年 12 回	継続実施
一時保育事業	3 人 (1 か所)	3 人 (1 か所)	継続実施
保育時間外一時預かり	子育て短期支援事業 (慈恵園)	子育て短期支援事業 (慈恵園)	継続実施
ファミリーサポート センター (育児ボランティアによる育児援助)	必要性の検討	未実施	必要性の検討
早寝・早起き・朝ごはん運動の展開	全児童・生徒・家庭に対し実施		継続実施
妊婦食生活支援事業	年 6 回	年 6 回	継続実施
食育情報等の広報誌への定期的な掲載	年 2 回	年 2 回	内容等充実させ 継続実施
出産祝金の支給	村の財政状況を考慮して 継続実施	第 1 子 50,000 円 第 2 子 50,000 円 第 3 子以降 250,000 円	村の財政状況を考慮し検討しながら 継続実施
福祉(乳幼児)医療給付事業	高等学校 3 年まで	高校 3 年まで	継続実施
医療機関ガイドマップの配布	1 回	1 回	継続実施
3 歳未満児保育	69 人 (3 か所)	76 人 (3 か所)	継続実施
延長保育 (定員数)	100 人 (3 か所)	110 人 (3 か所)	継続実施
特定保育事業 (週 2~3 日又は半日の保育)	一時保育で対応	未実施	一時保育で対応
休日保育事業	子育て短期支援事業 (慈恵園)	子育て短期支援事業 (慈恵園)	継続実施
夜間保育事業	子育て短期支援事業 (慈恵園)	子育て短期支援事業 (慈恵園)	継続実施



子育て支援サービス 項目	令和元年度 目標事業量等	令和元年度 実施事業量等	目標達成 予定年度
病後児保育事業 (施設型)	おひさまはるる (飯田市に委託)	おひさまはるる (飯田市に委託)	継続実施
保育料軽減事業	同時入所 2 人目・3 子以降	同時入所 2 人目・3 子以降 3 歳以上児無償化 (10 月～)	社会情勢等考慮し検討しながら継続実施
放課後児童クラブ (定員)	100 人 (2 か所)	122 人 (2 か所)	継続実施
新入学児童ランドセル 購入補助	購入費用の 1/2	購入費用のうち 保護者負担 13,000 円	情勢を考慮しながら 継続実施
パソコン機器・ソフト等 リース事業	全小中学校	全小中学校	必要に応じて調整 しながら継続実施
外国語指導助手 (AET) 配置	小中学校・保育園 1 名	小中学校・保育園 1 名	継続実施
スクールカウンセラー 派遣事業(県事業)	小中学校 1 名	小中学校 1 名	継続実施
心の教育相談員 配置事業	中学校 1 名	中学校 1 名	継続実施
学校図書の充実	司書教諭を中心に蔵 書の増冊等しながら 継続実施	司書教諭の配置 南小学校 1 名 中学校 1 名 (北小兼任)	司書教諭を中心に蔵 書の増冊等しながら 継続実施
子ども会・育成会活動助成	28 地区	28 地区	活動内容等充実させ て継続実施
総合学習補助	農業・福祉職場体験など に対し助成	農業・福祉職場体験など に対し助成	継続実施
誕生日本贈呈事業	3 歳～15 歳 児童生徒全員	3 歳～15 歳 児童生徒全員	継続実施
乳幼児等ふれあい学習 (中学生対象)	3 回 90 人	2 回 90 人	継続実施
ブックスタート事業 (ファーストブック)	1 歳児全員	1 歳児全員	継続実施
虐待防止ネットワーク の設置	1 か所	1 か所	継続実施
こどもを守る安心の家	32 か所	32 か所	継続実施
防犯講習会の実施	3 か所	3 か所	継続実施
村営路線バス運行	4 路線 村営バス	4 路線 (長沢地区含む)	継続実施
子育てバリアフリー マップ作成	広域での 作成検討	広域での 作成検討	広域で検討し総合的 な提供を図る
子育て支援・定住 ガイドブック発行	予定なし	子育て支援・定住策の パンフレット作成・配布	見直しを行いながら 継続実施

第3章 豊丘村の子どもたちのすがた

1 豊丘村の概況

(1) 少子化の現状

出生数は長期的に減少傾向にあり、依然として少子化が進んでいます。本村の人口は減少傾向にあるものの、昭和45年（ベビーブーム期）以降その傾向はゆるやかなものとなっています。平成26年4月1日の豊丘村人口6953人に比べて、令和元年4月1日では6704人で減少人数は249人(3.6%)です。また、本村の年少人口（0歳から14歳）を見ると、平成26年4月1日現在974人、令和元年4月1日現在では908人で減少数は66人(6.7%)となっています。

(2) 少子化の背景

わが国においては未婚率が、30～34歳で男性47.1%女性34.6%（平成30年度）そのうえ、男女ともに晩婚化が進み、全国の平均初婚年齢は平成年には男性31.1歳、女性29.4歳となっています。その結果、年齢的な限界から子どもを生むことを断念せざるを得ない夫婦が増加し、今後も出生率の低下傾向が続くと思われます。

(3) 少子化の影響

- ・子どもが豊かな人間関係を築いていく機会や場を減少させ、兄弟姉妹や仲間同士のふれあいを通じて培われる思いやりや自主性・社会性・創造性などの人格形成に影響するおそれがあります。
- ・年金などの社会保障費用にかかる現役世代の負担の増大、若年労働力の減少による社会の活力の低下などの影響が予想されます。
- ・労働力人口の高齢化が進行することにより、実労働時間数でみた労働供給は減少し、これが経済成長を制約するおそれがあります。

(4) 少子化の要因

出生率の低下は、一般的に非婚化・晩婚化に伴う未婚率の上昇と子どもの生み方が変化したことによるといわれております。その背景には、結婚に関する意識の変化と併せて、核家族化や都市化の進行などにより、仕事と子育ての両立の負担感が増大していることや、子育ての経済的負担感、子育てそのものの負担感が増大していることがあるものと考えられます。

今回のニーズ調査の結果においても、現在就労していない母親の理由として、「子育てや家事などに専念したい」「兄弟の中で1番下の子どもが3歳になったら就労したい」などの回答が5割、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の回答が4割となり就労の希望は多く、仕事をしながらでも子育てできるような体制づくりを支援していく必要性が読み取れます。

なお、1970年代後半以降、夫婦の平均出生児数は平均理想子ども数よりも少なく、ほぼ一定の開きがあるまま推移してきていますが、こうした仕事と子育ての両立の負担感が、その要因の一つとなっているものと考えられます。

（５）年少人口（０～１４ 歳）と高齢者人口（６５ 歳以上）の推移

豊丘村内の年少人口（０～１４ 歳）と高齢者人口（６５ 歳以上）の推移をみると、年少人口は徐々に減少しています。対して、高齢者人口は年々増加しています。

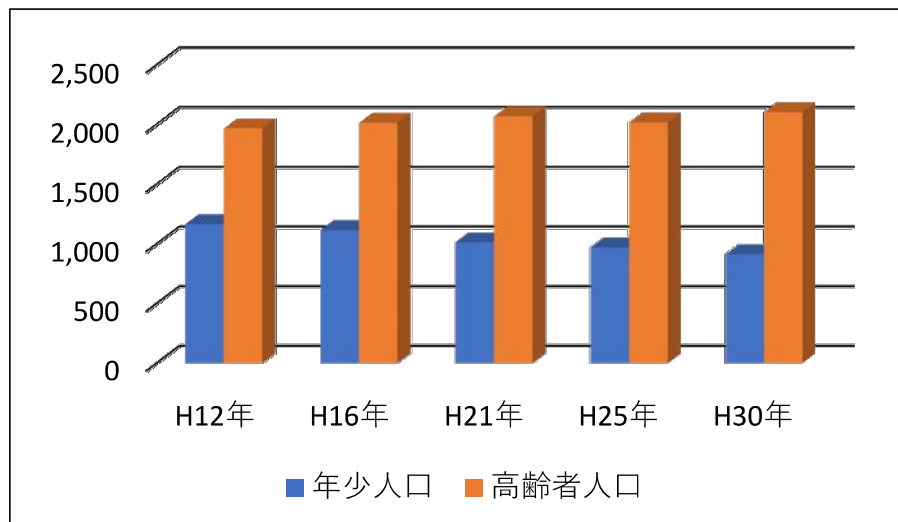
コーホート変化率法による今後の人口推計によると、今後も年少人口の減少が推計されており、少子高齢化の現象が一層顕著になることが予測されます。

年少人口と高齢者人口の推移

（単位：人、％）

項 目	平成 12 年	平成 16 年	平成 21 年	平成 25 年	平成 30 年
年少人口 （０～１４ 歳）	1,166 (16.1)	1,116 (15.4)	1,014 (14.4)	971 (13.9)	913 (13.5)
高齢者人口 （65 歳以上）	1,966 (27.2)	2,012 (27.7)	2,066 (29.3)	2,015 (28.9)	2,101 (31.1)
総人口（人）	7,221	7,261	7,033	6,953	6,479

資料：国勢調査、平成 16 年以降は住民基本台帳（４月 1 日、外国人登録者数を含む）



（６）豊丘村の出生の動向

本村における出生数は、年間 35 人～45 人の間で推移していますが、今後は全国統計の傾向と同じく年々出生数の減少が予想され、今後とも少子化対策を重要な課題として推進することが急務となります。平成 26 年度には 48 人でしたが、その後は減少傾向にあります。

今後 5 年間の(令和 2 年～ 6 年)の年少人口(0～11 歳)の推計

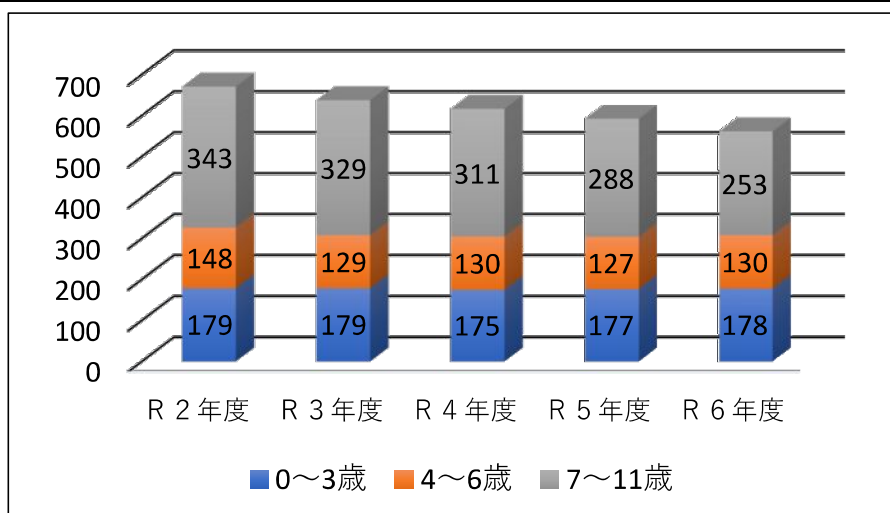
■ コーホート変化率法

ある年の男女・年齢別人口(今回は平成 28 年～30 年)を基準人口として、これに出生率などの要因についての仮定値をあてはめて将来人口を計算する方法。

（１）計画期間の児童数の推移（人）

年齢	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳	40	40	40	41	41
1 歳	44	44	44	44	45

2 歳	50	46	46	46	46
3 歳	45	49	45	46	46
4 歳	45	42	46	42	45
5 歳	44	44	41	45	41
6 歳	59	43	43	40	44
7 歳	67	59	43	43	40
8 歳	73	66	58	42	42
9 歳	66	74	66	59	42
10 歳	62	67	76	67	61
11 歳	75	63	68	77	68
合計	670	637	616	592	561



(7) 世帯の構成状況

世帯数は平成 26 年から平成 30 年にかけて 97 世帯増加していますが、人口については 204 人減少しているため、一世帯あたりの人数は減少傾向を示すこととなり、核家族化が緩やかに進んでいることがわかります。

(8) 子どもの居場所、保育サービスの利用希望

1) 子どもの居場所

- ・就学前児童の平日：保育園が 84%、保育園以外が 16%
- ・小学校低学年児童の放課後：祖父母や保護者と過ごす児童が 84.5%、児童クラブ利用児童 44.2% それ以外が 31.8% (複数回答のため)

2) 保育サービスの利用希望

- ・0～3 歳児童の保護者の保育サービス利用希望は 65%
 - ・小学校児童の保護者の児童クラブの利用希望は 44.2%
- * 今後も利用希望は増加が予想されます。保育園・児童クラブとも利用希望に対応した運営を検討しなければなりません。



2 保育サービスの状況

村内には3カ所の公立保育園があり、令和元年4月1日現在の入園児童数は合わせて209人となっています。南保育園については定員を満たさない状況が続いており、中央保育園については、平成30年度当初より定員割れとなっています。北保育園については、平成22年度より河野地区に、子育て家庭向けの優遇措置を設けた戸建賃貸住宅を造成したことで、多くの方に入居してもらうことができ、平成26年度、27年度には定員超過の状況となり平成28年度に定員を20名増しましたが、平成30年度は定員を下回っています。

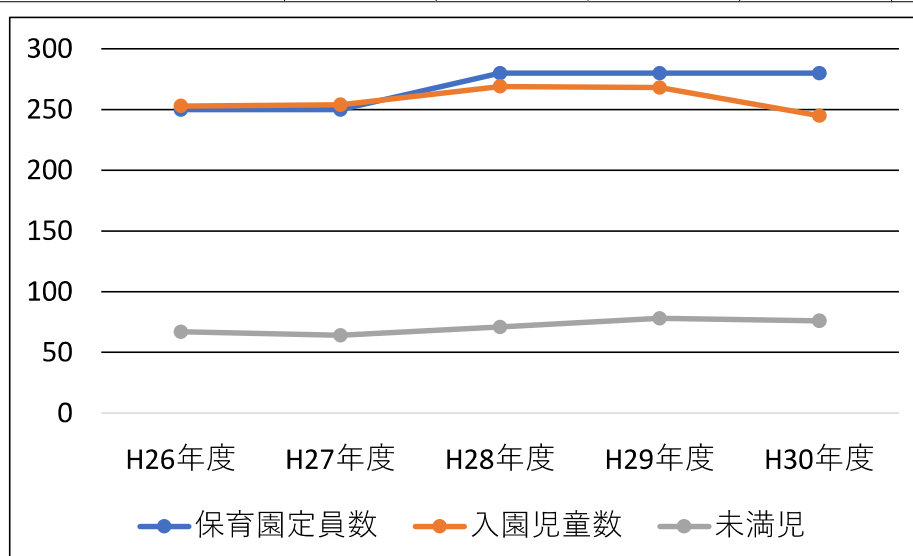
現在、3歳以上児・3歳未満児ともに入園待機児童はいません。未満児の入園希望が多く、平成26年度に北保育園に未満児棟を増設、担当保育士の増員で対応しています。受け入れ体制については、引き続き検討していかなければなりません。未満児については、3保育園において合計87人定員で実施しています。

また、延長保育利用者数については年々増加し、平成30年度は月平均の利用人数が3保育園で146人となっており、時間外での受け入れ体制についても引き続き充実させていく必要があります。

● 年度末入園児童数の推移

(単位：カ所・人)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
保 育 園 数	3	3	3	3	3
保 育 園 定 員 数	250	250	280	280	280
入 園 児 童 数	253	254	269	268	245
入 園 率	101.2%	101%	96%	95.7%	87.5%
未 満 児	67	64	71	78	76



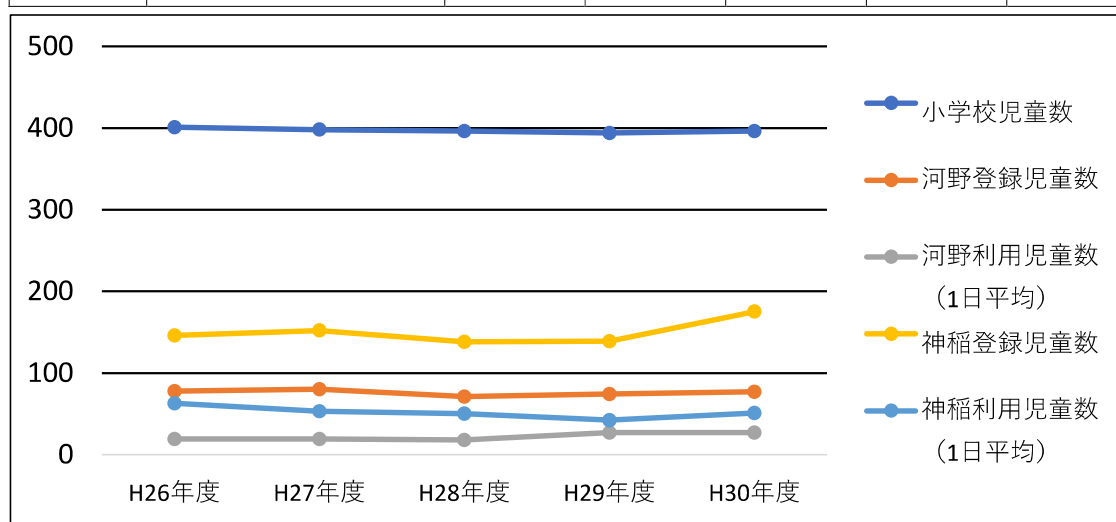
3 放課後児童クラブの状況

村内には小学校が2校あり、南小学校の児童数は減少傾向を示していますが、北小学校の児童数は増加の傾向を示しています。

また、平成 12 年度より開所した 2 カ所の児童クラブについては、年々利用児童数が増加しています。北小学校付近に開所した河野児童クラブの利用者は開所当初わずかでしたが、家庭状況や保護者の就労形態の変化などにより、最近は多くの児童が利用しています。河野児童クラブは平成 26 年度に新施設を建設、また神稲児童クラブは平成 27 年度に増築を行い、施設環境の充実と共に、遊びを中心とした様々な活動を通しての充実した学童保育が行われています。

● 小学校児童数・放課後学童保育利用者の推移 (単位：人)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
小 学 校 児 童 数	401	398	396	394	396
河 野 児 童 ク ラ ブ 登 録 児 童 数	78	80	71	74	77
利用児童数（1 日平均）	19	19	18	27	27
神 稲 児 童 ク ラ ブ 登 録 児 童 数	146	152	138	139	175
利用児童数（1 日平均）	63	53	50	42	51



4 母子保健の状況

子どもが健康に生まれ元気に育つために、当村で行っている母子保健事業状況は以下のとおりです。

(1) 母子手帳の交付

交付を通して母との出会いが生まれる大切な場となり、ここから適切なアドバイスを行います。

● 交付件数の推移 (単位：件)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
交 付 数	54	47	49	52	40

(2) 母親学級（プレママ教室）

妊娠中の適切な過ごし方、出産にあたっての心構えなどを、仲間と一緒に学びます。この教室では、産後も情報交換できるよう、友達づくりにも視点をしています。母親学級への参加者は増加しており、核家族化の進む中、母親学級の持つ意義と期待はますます高まってくると思われます。

● 参加者数の推移

(単位：人)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
参加延人数	35	26	25	35	18

(3) 新生児・乳児（乳児家庭全戸訪問指導）

育児不安の多い時期である新生児から乳児期に、安心して子育てができるよう、生後2か月頃をめぐりに保健師が全戸訪問し、身体計測をはじめ、必要なアドバイスを行います。また、村の健診や、予防接種方法についての連絡、親子交流広場の紹介をしています。

● 訪問指導数の推移

(単位：件)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
訪問延人数	40	46	41	39	48



(4) 乳幼児健診

4か月児健診、7か月児健診、10か月児健診、12か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児健診、2歳6か月児健診、3歳児健診と、定期的に健診を行っています。また、1歳から3歳の健診時には、臨床心理士が幼児発達相談を行っています。

母親自身が子どもの成長、発達の過程を理解し、育児における選択力をつけることによって不安を軽減できるような母親の学習の場としての健診のあり方についても検討し、改善していくことが必要となります。

● 乳児健康診査（4ヶ月・7ヶ月・10ヶ月・12ヶ月）

(単位：人)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
対 象 者	188	183	173	170	193
受 診 者	183	178	171	152	188
受 診 率	97.3%	97.3%	98.8%	89.4%	97.4%

● 1歳6ヶ月児健康診査

(単位：人)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
対 象 者	58	48	53	48	43
受 診 者	55	44	42	40	43
受 診 率	96.5%	91.7%	79.2%	83.3%	100%

● 3歳児健康診査

(単位：人)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
対 象 者	65	69	63	55	48
受 診 者	63	63	53	50	47
受 診 率	96.9%	91.3%	84.1%	90.9%	97.9%

(5) う歯（むし歯）の状況

1歳6ヶ月から3歳の間にう歯が増加しています。卒乳をしていない子、時間を決めず欲しがる時におやつを与えられている子や、歯磨きの習慣のない子などにう歯があります。飲食するものの歯への影響や仕上げ磨きの方法を理解し、家庭でう歯の予防ができるよう、歯科衛生士による指導・相談を行っています。

● う歯保有率（1歳6ヶ月児、3歳児）（単位：％）

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
1 歳 6 ヶ月児	0%	4.5%	2.1%	0%	0%
3 歳児	11.2%	12.7%	13.2%	12.0%	6.4%

5 生活の状況（乳幼児健診問診票による傾向）

各乳幼児健診時、食生活を把握し子どもの健やかな成長のための支援をおこなっています。野菜不足やおやつの摂り過ぎによる糖の過剰摂取といったアンバランスな食や、咀嚼力が育っていないために野菜や肉を噛めず、食べの悪い子もみられますが、問診での食習慣及び、生活リズムについての支援の効果により改善が見られ、年々母親の意識の高まりが感じられます。

● 1日3食のうち野菜なしの食事回数 H30 年度（単位：％）

区 分	10 ヶ月児	12 ヶ月児	1 歳 6 ヶ月児	2 歳児	2 歳 6 ヶ月児	3 歳児
1 回	6.7%	17.8%	23.3%	34.9%	40.0%	31.9%
2 回	4.4%	2.2%	0%	2.3%	7.5%	2.1%
3 回	0%	2.2%	0%	2.3%	0%	0%

● 起床・就寝時間 H30 年度（単位：％）

区 分	4 ヶ月児	7 ヶ月児	10 ヶ月児	12 ヶ月児	1 歳 6 ヶ月児	2 歳児	2 歳 6 ヶ月児	3 歳児
8 時以降起床	14.3%	12.2%	8.9%	6.7%	6.9%	4.7%	0%	2.1%
22 時以降就寝	8.2%	8.2%	8.9%	15.6%	6.9%	2.3%	12.5%	8.5%

6 ニーズ調査等からみた豊丘村の子どもの現況

(1) 実施した調査の概要

○子ども子育て支援事業計画に係るニーズ調査（平成31年2月実施）

この調査は、令和2年度からの豊丘村子ども子育て支援事業計画を策定するにあたり、就学児童、未就学児童の保護者の子育てに関する生活実態や、サービスの利用意向、意見・要望等を把握することで、子ども・子育て支援豊丘村行動計画（平成27年度～令和元年度）を検証し、子ども子育て支援事業計画策定のデータを収集することを目的として実施しました。

(2) 調査結果からみた子どもたちを取り巻く状況

1) 仕事と子育ての両立について

保護者の仕事と子育ての両立については、「仕事を優先している」「やむおえず子育てより仕事を優先している」の計は父親が6割、母親は1割強また、「子育てを優先している」「やむをえず子育てを優先している」の計は父親が0.2割、母親が2割、「仕事と子育て

ての 両立を図るよう努めている」は父親が4割弱、母親は7割となっています。このことから、仕事と子育ての考え方は多様であり、個々のライフスタイルに合わせた子育て支援が求められています。

2) 子育てに関する悩みや不安の相談について

子育てに関する悩みや不安の相談相手としては、同居の家族、その他の親族(実家の両親)、知人・友人など身近な人が回答の約8割と多くなっています。通園している保育所や学校の約5割、子育て支援センターが1.5割の順となっています。(複数回答可) 今後、保健師による健康や発育の相談、子育て情報サイト「MiTeMi」の利用、子育て支援センター「つどいの広場」を利用したいという回答が多くあり、公的な相談体制の周知と情報提供の充実が求められています。

3) 父親の育児のかかわり方について

子育て(教育含む)に日常的に関わっているのはどなたですか?の問いに対して「父母共に」が7割となりました。父親の育児は定着してきていることがうかがえます。核家族化や共働き家庭が増加してきた中、家事育児に対して協力的な父親の姿がより求められてきています。

4) 子どもを生み育てるための社会環境について

豊丘村の子育て支援策全般について回答をお願いしたところ、子育てしやすい環境だと感じている、村の子育て支援策は進んでいる、感謝しているという声が多数ありました。反面、子どもへの手当の増額・保育料の軽減等経済的支援、ファミリーサポート制度の導入、一時預かり保育、病児・病後児保育、公園の整備や子育て支援拠点施設の充実など社会環境の整備・充実に向け、様々な回答が寄せられました。

5) 子どもの遊び場などの環境について

家の近くの子どもの遊び場について、就学前児童・小学生児童の保護者の多くが、「雨の日に遊べる場所がない」、「近くに遊び場がない」「土日・祝日の屋内の遊び場がほしい」と感じており、施設環境や活動の充実が求められています。

6) 健康づくりについて(平成30年度 乳幼児健診結果より)

- ・定期的に健診を行っており、受診率は乳児検診で97.4%・3歳児検診で97.9%、1歳6か月検診では100%です。
- ・生活リズムについては、健診時の問診での支援の効果等により、起床・就寝時間を意識して生活することで、多くの家庭でリズムが整ってきていることを感じます。
- ・「親が忙しいときにテレビやDVDを見せてしまう」と悩んでいる保護者も多くいます。子どものことばの遅れ等の発達面への影響が心配されます。
- ・健診時に「成長や病気の確認をし、相談にのってほしい」という希望が多くありました。
- ・子どもの予防接種については、少数ですが望ましい時期に接種が済んでいない子どもがみられました。
- ・う歯のない子どもの数は3歳で93%であり、歯の大切さについて保護者の意識の高さがうかがえます。

第4章 計画策定にあたっての課題



1 子ども・子育て支援豊丘村行動計画（平成27年度～令和元年度）からの課題

豊丘村では、平成27年から令和元年までを前期計画として「子どもの笑顔が輝く村 ～だんQ君の未来づくりプラン～」を制定しました。「子どもの権利を尊重する社会の推進」「安心して子育てのできる社会の仕組みの構築」「子育て家庭を支える地域の環境の充実」「質の高い教育・保育の総合的な提供」「子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援」「子どもと子育てにやさしい環境の整備」の6つの視点に基づき、支援目標を掲げ、施策を展開してきました。第二期計画も引き続き6つの視点に基づいた支援目標を掲げ、施策を展開していきます。

2 支援計画・基本目標（令和2年度～令和6年度）

（1）子どもの権利を尊重する社会の推進

現代のネット環境等、子どもを取り巻く環境が複雑多様化している社会で、子どもが安全に安心して、自分らしく豊かに育つために、保育園・学校・家庭・地域での人権教育を推進し、全ての人が権利を尊重する意識に努めます。子どもの健やかな成長に欠かせない自己肯定感を持てるよう、豊かなふれあい体験に努め、社会参加の充実を図っていきます。

（2）安心して子育てのできる社会の仕組みの構築

就労形態や就労時間が多様化している現代、保育ニーズも多様化しています。仕事をしながら子育てをしている人への支援として、様々な保育サービス・放課後児童クラブ等の更なる充実に努めていきます。また、「子どもにとっての最善の利益」を念頭に保育環境はもちろんのこと、保育内容の質の向上に努めます。また、男女共同参画意識の醸成することで、父親の育児参加を推進していきます。

（3）子育て家庭を支える地域の環境の充実

保育ニーズの多様化への対応と共に、男女共に家庭と仕事が両立（ワーク・ライフ・バランス）できる職場環境の確立を目指し、事業主や企業に対する啓発を行い、社会全体で子育て家庭を支えていきます。また、職場環境の整備と共に、育児の孤立化による虐待を防止するため、健康福祉課と子ども課が連携し、子育て支援センターを窓口相談体制の強化を行っていきます。地域の方とのふれあいは子どもの成長にとって大きな意味合いがあり、世代間交流を実施する必要があります。

（4）質の高い教育・保育の総合的な提供

子育て家庭の孤立化を防ぐために、集える場所の確保、成長に必要な集団生活の経験ができる就学前教育・保育の充実が求められています。次世代の担い手である子どもの「生きる力」を総合的に育てる義務教育の充実に努めます。また、家庭教育力の向上を図るために、子どもの育成に向けて親子で向き合う時間を大切にできるよう働きかけます。豊丘村の豊かな自然の中で、豊丘村を愛する心を育むために社会全体で応援していきます。

(5) 子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援

全村運動「早寝・早起き・朝ごはん」を推進し、元気で意欲的に生活できるように家庭への啓発を行います。すべての子どもの健全育成を目指し、要保護児童対策を強化し、児童虐待や育児放棄等の発生予防・早期発見対応に努めます。また、ひとり親家庭の自立支援、発達に支援の必要な子どもとその家庭への支援、障がいのある子どもの支援、外国人等の子どもや家庭への、総合的な支援体制の充実を推進します。青少年の健全育成は地域社会から育むという観点にたち、関係機関が一体となって支援体制の充実を推進します。

(6) 子どもと子育てにやさしい環境の整備

安心して妊娠・出産のできるよう、相談・支援体制を充実します。安心して遊べる環境等、子育てに適した生活空間の整備を推進します。親が主体的に子育てや、子どもの健康づくりに取り組んでいけるよう支援を行います。子どもの安全を守る環境づくりとして、遊び場の確保、医療機関の連携等の強化を推進します。また、若い世代が社会的に自立し、家庭を持つため子育ての楽しさを経験する体験等の支援の充実を推進します。

3 ニーズ調査（平成 30 年度実施）からの課題

(1) 子どもの健やかな育ちと子育て家庭への支援

子育てに関して不安や負担を感じている割合は、約 6 割強という現状です。安心して子どもを生み育てられる環境をつくるためには、すべての子育て家庭の不安や負担が軽減される取り組みが必要であり、そのためには、相談支援体制を整えることで、子育て家庭の孤立を無くしていく必要があります。また「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「子育て支援センターの情報提供や相談体制を強化してほしい」等の希望が多くみられ、子育て支援センターの機能や活動の充実が求められています。

(2) 働きながら子育てできる環境づくり

保護者の就労状況をみると、父親は 9 割強、母親は約 7 割が就労しています。「今後も働き続けたい」また「子どもが 3 歳になったら就労したい」と希望している母親も多く、保育園の延長保育や一時保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブの充実など、様々なニーズに応じて対応できる体制の整備も必要になります。また、行政への要望として保育料等の「経済的支援」も多く、経済的負担が大きいことは少子化の要因のひとつでもあると考えられるため、その軽減に対して、社会情勢や村の財政状況等考慮しながら、支援体制の充実が求められています。



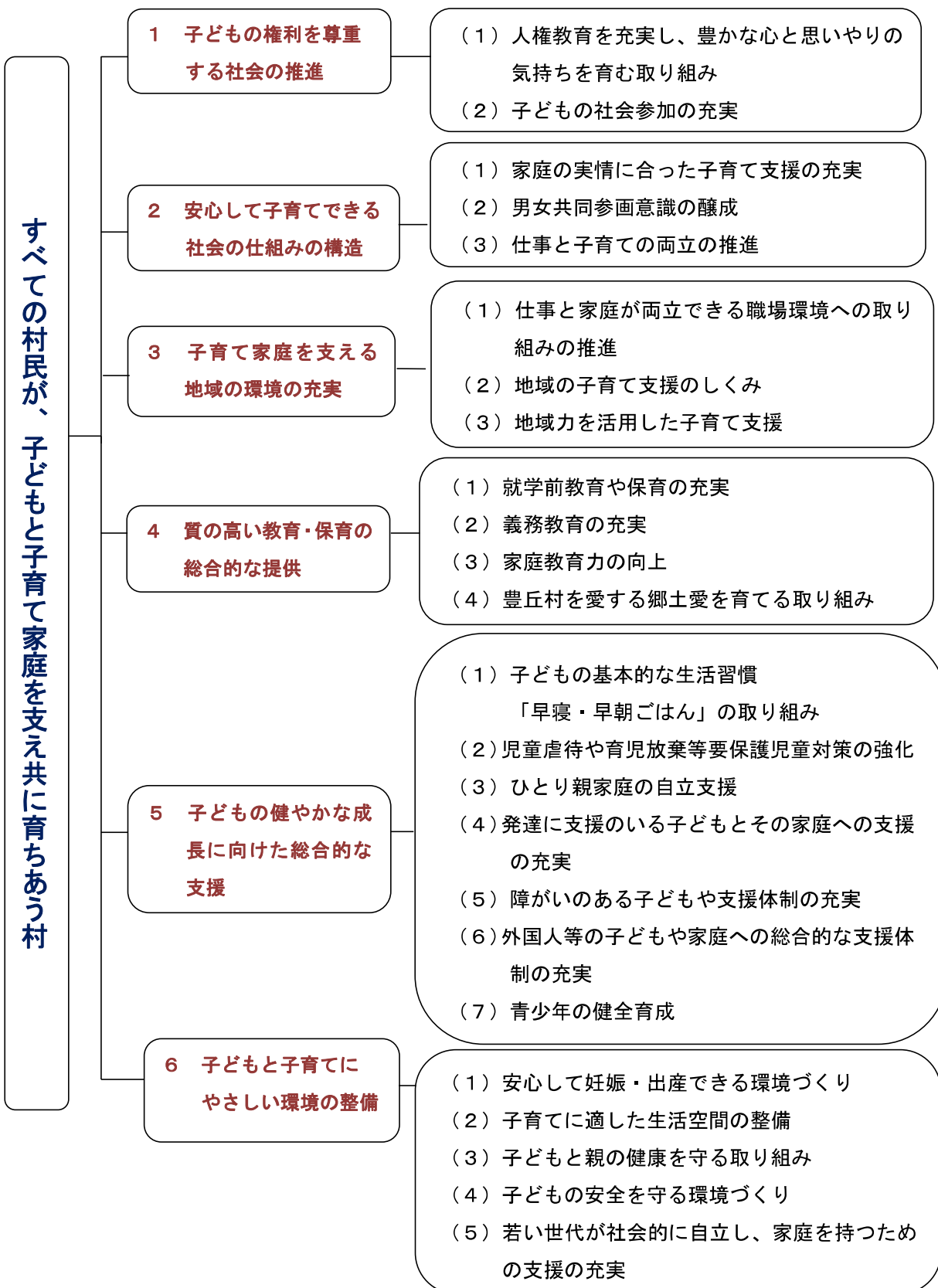
第5章 支援計画と施策の展開



【 新計画の施策体系 】

「基本理念」 「基本目標」

「基本施策」



1 子どもの権利を尊重する社会の推進

基本施策（1）人権教育を充実し、豊かな心と思いやりの気持ちを育む取り組み

子どもを取り巻く環境が複雑多様化している現状を踏まえ、子どもが安全に安心して生きる、自分らしく生きる、豊かに育つために、保育所・学校・家庭・地域での人権教育を推進し、地域社会がお互いに権利を守り、守られるという観点から、全ての人が権利を尊重する意識に努めます。

◇ 具体的な事業・施策

事業	取組内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和6年度
① 人権に関する教育の推進 〈子ども課〉 〈教育委員会〉 〈小中学校〉	子どもたちが自分の大切さとともに、他者の大切さも学び、認められていることを実感できるような環境づくりを保育園・家庭・小中学校・地域での、あらゆる教育の場で進めていきます。 ・ 人権教育の推進 (人権教育の充実・思いやりの教育)	各教育機関での実施	継続実施
② 幼児期からの男女平等の意識の啓発 〈子ども課〉 〈教育委員会〉 〈小中学校〉	すべての人が男女の特性を考慮しつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、子どもの頃からの男女平等教育の推進を図ります。 ・ ジェンダー教育に関する図書等の利用促進 ・ 一人ひとりの個性を生かす生活指導等の実施	保育園・学校での実施	継続実施
③ いじめ防止に関する取組み 〈子ども課〉 〈教育委員会〉 〈小中学校〉	子どもたちが、豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重し合い、安心して生活し、学ぶことができる環境を実現するため、保育園・小中学校・家庭・地域等が主体的かつ相互に連携して、いじめ防止に取り組んでいきます。	保育園・学校での実施	継続実施



基本施策（2）子どもの社会参加の充実

子どもの健やかな成長には、一人ひとりの子どもが自尊感情を高めつつ、様々な場面で具体的な態度や行動に表すことができる人に成長することが求められます。

子どもが、人の権利や気持ちに配慮でき、保育園・学校・家庭・地域社会の構成員としての役割を果たすことができるよう、学校や地域においてボランティア活動など、子どもの自主的活動を支援します。また、地域で子どもが伸び伸びと安全で安心して過ごすことができる社会をつくるためには、地域の大人たちの協力と子どもとのふれあいが大切であり、あらゆる機会を通じて、豊かなふれあい体験に努めます。

◇具体的な事業・施策

事業	取組み内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和6年度
① 自発的活動、体験活動の充実 〈子ども課〉 〈教育委員会〉 〈総務課〉 〈小中学校〉	児童・生徒が社会の一員として自立し、積極的に関わろうとする態度を身につけていくことができるよう社会参加に関する体験を推進していきます。また、児童・生徒がそれぞれの特技を活かせる機会の提供など、活動を通じて子ども達の自主性・主体性の育成を図ります。 ・子ども会、育成会活動への支援 ・通学合宿の実施 ・総合的な学習の時間 （農業、福祉体験・職場体験学習） ・人材育成事業（広島平和のバス）	地区育成会活動 農業生産者団体との交流・体験	継続実施 助成金の適正化の検討
② 地域で子どもを見守る活動の推進 〈子ども課〉 〈教育委員会〉	子どもは地域で学び地域で育つという重要な側面を持っていることをふまえ、子どもたちと異世代、異年齢間の方との交流とその充実に努めます。 ・地域の人材を活用した教育活動の推進 ・地域密着型のスポーツクラブの支援 （豊丘総合型地域スポーツクラブ、公民館少年スポーツクラブ助成） ・登下校時における児童の安全確保 （子どもを守る安心の家・防犯パトロール活動の実施）	地域行事への参加 防犯パトロール年3回	継続実施



2 安心して子育てできる社会の仕組みの構築

基本施策（１）家庭の実情にあった子育て支援の充実

就労形態や就労時間が多様化している現在、子育てをしながら安心して働き続けるためには、平日の保育だけでなく、その家庭の状況に合わせた保育ニーズがあり、延長保育や、病児・病後児保育及び学童保育など、多様な保育サービスの確保に向けた取り組みを推進します。また、人間形成の基礎を培う乳幼児期は、子どもの成長に大きな影響を及ぼすことから、保育環境はもちろんのこと、保育内容の質の向上も重要であり、また子育て家庭への支援や地域子育て支援を実施するなど子育て支援の充実と施設整備を図る中で、関係機関の連携強化に努めます。

◇具体的な事業・施策

事業	取組み内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和6年度
① 未満児保育 〈3保育園〉	保育室の整備、保育士の厚労省基準人数を配置し、保育内容を充実させていきます。	76人 (3箇所)	85人 (3箇所)
② 延長保育事業 〈3保育園〉	保育園入所児童を対象に午前8時前・午後4時以降の保育を行います。利用保護者の就労時間に合わせた保育を行います。	146人 (3箇所)	150人 (3箇所)
③ 一時保育事業 〈中央保育園〉	未就園児等を対象に一時的な預かり保育事業を実施し、子育て家庭への支援を図ります。	1箇所	1箇所
④ 特定保育事業 〈子ども課〉	保護者の就労形態の多様化に対応した保育事業の実施(週に3日程度)により子育て家庭への支援を図ります。	一時保育事業で対応	
⑤ 休日保育事業 〈子ども課〉	0歳から18歳未満の子どもを対象に、保育園・学校等の休日に就労等をしている保護者のニーズに対応し、村内施設に保育を委託することで子育て家庭への支援を図ります。	子育て短期支援事業で対応 (慈恵園)	
⑥ 夜間保育事業 〈子ども課〉	0歳から18歳未満の子どもを対象に、夜間(午後5時～10時)に就労等をしている保護者のニーズに対応し村内施設に保育を委託することで子育て家庭への支援を図ります。	子育て短期支援事業で対応 (慈恵園)	
⑦ 病児・病後児 保育事業 〈子ども課〉	10歳までの子どもを対象に、子どもの病後に保護者が付き添えない場合の保育事業を、定住自律圏協定の中で飯田市健和会病院内での実施により子育て家庭への支援を図ります。 近隣町村との話し合いをしながら、北部地区でのあり方を検討していきます。	1箇所 (おひさまはる)	
⑧ 保育サービス に関する積極 的な情報提 供・発信 〈子ども課〉	窓口や広報誌等による保育サービスについての情報提供を充実します。 ・子育て支援センターのパンフレットにて情報提供 ・入所手続説明会において情報提供 ・広報誌の子育て支援コーナーの活用	1箇所	1箇所
⑨ 放課後児童健 全育成事業 〈教育委員会〉	放課後の家庭での保育に欠ける小学生を対象に、利用児童が安全に安心して生活できるように保育内容の充実や、受け入れ体制の整備を推進していきます。	223人 (2箇所)	197人 (2箇所)

基本施策（２）男女共同参画意識の醸成

「豊丘村男女共同参画プラン」に沿って、男女平等社会を「男女の特性を生かしつつ、基本的な人権が尊重される社会」と位置づけ、男女がそれぞれ自分らしく生きるとともに、お互いの人権を尊重しあうことの大切さをあらゆる機会を通じて村民に啓発します。

「子育ては女性が中心」という考え方が根強い中で、子育ての肉体的、精神的負担は、共働き非共働きに関わらず女性に偏っている現状があります。男女が共に仕事や社会参加から中断されないよう、働きやすい環境を阻害する仕事優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等の職場における慣行、その他の諸要因を解消するための施策を関係機関と共に検討します。

父親の子育てへの関わりは、子どもに喜びを与えるだけでなく、母親の心身の負担や不安を軽減し、さらには地域の子育ての力を高めます。子育てに男女で関わることの楽しさと必要性について積極的に啓発を進めます。

◇具体的な事業・施策

事業	取組内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和6年度
① 男女共同参画セミナー開催 〈教育委員会〉	すべての人が家庭・地域・職場等において、男女共同参画の視点で見直すよう広報、啓発活動の取り組みをより一層進めます。 ・男女共同参画推進講座や講演会の開催 ・広報等により男女共同参画社会実現に向けた啓発	学習会 年1回	継続実施
② パパママ教室 〈子ども課〉	子育て支援センターなどにおいて親子交流の場づくりをし、男女共同による子育て意識の普及、育児への父親の積極的な参加を促進させていきます。	実施回数 年77回	回数内容を検討しながら実施
③ 父親対象親子運動教室 〈子ども課〉	育児を楽しむという観点から、父親対象の親子運動教室を行うなど、父親の子育てを奨励する活動の企画をしていきます。	保育園 年各1回	年各1回

3 子育て家庭を支える地域の環境の充実

基本施策（１）仕事と家庭が両立できる職場環境への取り組みの推進

社会全体で行う子育て支援の必要性が求められています。男女問わず仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）を図り、生産性を向上させることが、個人の働きがいの向上、企業価値の向上につながると考えられます。特に女性にとっては「結婚・出産」というライフイベントにあたり、仕事と子育ての両立について不安を抱く場合が多いため、その不安を解消し、一人ひとりがその能力を持続して発揮できるよう、産前産後休暇や育児休業の取得、労働時間の短縮等、男女が子育てと仕事が両立できる職場環境の確立を目指し、事業主や企業に対する啓発活動を推進します。

◇具体的な事業・施策

事業	取組内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和6年度
① 労働者・事業者・地域住民等の意識改革を推進するための広報・研修・情報提供等〈子ども課〉	すべての人が互いの人権を尊重し合える家庭環境を作れるような施策の推進や、地域住民に向けて、子育て支援の必要性を広報啓発するための情報提供・発信の充実をしていきます。	チラシ・広報の配布	村内企業に協力の呼びかけ
② 利用者の立場に立った多様な保育事業の充実〈子ども課〉	利用保護者の就労形態の多様化に対応した保育事業の充実を図ります。 ・一時保育事業 ・延長保育事業 ・病児、病後児保育事業《再掲》	一時保育 (中央保育園) 延長保育 月 140 名	継続実施 継続実施

基本施策（２）地域の子育て支援のしくみ

育児の孤立化による児童虐待の増加が社会的な問題となっていますが、本村においても核家族化が徐々に進み、保育園に入園する前の児童について、家庭において一人で悩み、不安を感じながら子育てしている母親も多くなっています。少しでも子育ての不安感を軽減させるために、親子が気軽に集まれる場所の提供等、今後も子育て支援センターの活動の充実を図ります。

育児に不安や悩みを持っている母親に対し、子育て支援センターの子育て支援専門員が相談に応じアドバイスをしていますが、今後も子育て支援センターを窓口として、利用者が気軽に利用できる相談体制を整備します。また、今後の相談ニーズに対応して、利用者支援専門職員のレベルをアップするなど、利用者支援事業の充実を図ります。

◇ 具体的な事業・施策

事業	取組内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和6年度
① 子育て支援センターの相談・情報提供・情報発信〈子ども課〉	子育てに不安や悩みを持つ親に対して相談事業、子育て情報の提供等行いながら、相談活動について今後も積極的なPRを実施していきます。	1 箇所	1 箇所
② 親子交流広場〈子ども課〉	乳幼児の年齢ごとの活動を行ったり、お母さんたちの希望する事業などを取り入れ、参加したくなる活動を、内容を充実させて行っています。	対象参加者率 75%	対象参加者率 80%
③ ママ講座〈子ども課〉	お母さんたちの趣味、特技等を生かして、コーチとなって様々な講座を開催し、お母さんたちの輝く場を作ります。	年 3 回	希望者に実施

④ ママさんスタッフ企画事業 〈子ども課〉	子育て中のお母さんに子育て支援スタッフとして事業の企画・運営と一緒にいき、活動の充実を図ります。	14 人	希望者を募り 継続実施
⑤ 家庭訪問支援事業（子育て支援センターによる訪問） 〈子ども課〉	親子交流広場などで気になる家庭、支援を必要とする家庭に、子育て支援専門員が家庭訪問し、相談、支援を行い、育児不安を軽減します。	希望者に対し 実施 10 人	希望者に対し 実施 10 人
⑥ 保育園園開放・交流保育 〈保育園〉	入園前の親子が保育園の環境を経験することで、園児との交流も含め児童も保護者も入園に対して安心できるよう継続して実施していきます。	年 12 回 （3 保育園）	年 12 回 （3 保育園）
⑦ ファミリーサポートセンター事業 〈子ども課〉	子育て家庭（18 歳以下の子ども）の不定期的な保育ニーズに添った保育事業の実施により子育て家庭への支援を図ります。	子育て短期支援事業で対応	子育て短期支援事業で対応
⑧ 子育て支援サービス情報の一元的な把握、利用者への情報提供・発信 〈子ども課〉	子育て支援センターに窓口を一本化し、子育て支援関係のきめ細やかな情報提供・発信ができるよう、担当同士の連携を一層強化していきます。 ・子育てサイト「ミテミ」 ・パンフレット等、未就学児のいる全世帯に配布、全村組合回覧 ・広報等の子育て支援コーナーの充実	実施	継続実施
⑨ 出産祝い金の支給 ・第 1 子 50,000 円 ・第 2 子 50,000 円 ・第 3 子以降 250,000 円 〈健康福祉課〉	対象保護者には、少子化対策として有効ですが、村の今後の財政状況を考慮しながら検討していきます。	H30 年度 第 1 子 22 人 第 2 子 13 人 第 3 子 5 人 計 40 人	継続実施
⑩ 子育て支援サポート事業 〈子ども課〉 〈産業建設課〉	子育て世帯に対し、経済的負担を軽減し、地域全体が子育てに対して温かいまなざしを持って子育て世帯への支援をしていきます。（高校 3 年生まで） （ながの子育て家庭優待パスポート） （サン・プレミアム・カード）	1,012 人 （552 世帯）	継続実施



基本施策（３）地域力を活用した子育て支援

本村においては三世代家庭も多く、高齢者等と日常的に接する機会が子ども達には多くあり、村の良き伝統を継承していく子どもの育成に必要な条件に恵まれていると考えられます。

核家族も徐々に増加傾向を示す中で、様々な年代の人とのふれあいが子どもの成長には大きな意味を持つものであり、今後も活動内容を充実させながら、継続して世代間交流を実施する必要があります。

◇ 具体的な事業・施策

事業	取組み内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和6年度
① 地域の高齢者との世代間交流 〈子ども課〉	子ども達とデイサービスはつらつ利用者や高齢者クラブとの連携による交流行事を充実させていきます。	年6回	継続実施
② 農産物生産者との交流 〈子ども課〉 〈小学校〉	子ども達が村の農産物生産者の方から、お話を聞いたり、実際に収穫をさせてもらったりする体験活動を行っていきます。また、保育園・子育て支援センターの畑づくりの指導をお願いしたり、子どもたちが一緒に作業をしたりするなど交流をしていきます。	年4回 3保育園	継続実施 年数回
③ 郷土食を通じた交流 〈中学校〉	生徒が郷土食を地域の方の指導で作り、おいしく食べて、郷土を愛する心を育てていきます。	年2回	年2回
④ 中学生と保育園児との交流 〈子ども課〉 〈中学校〉	中学校の家庭科の授業で、中学生と保育園児が一緒に遊んだり、子どもや子育てについて中学生が学んだりする交流事業を行っていきます。	実施 年3回	継続実施 年3回



4 質の高い教育・保育の総合的な提供

基本施策（１）就学前教育や保育の充実

子育て中の母親が、身近に話し相手がない、遊び場に出かけられない、などの理由での子育て家庭の孤立化を防ぐために子育て家族が集える場所を確保します。また、少子化が進む中で、子どもたちの育ちに必要な集団生活の経験を積むことが出来る就学前教育・保育の充実が求められています。こうしたことから、人間形成にとって最も重要なこの就学前の時期に、子どもが現在をもっとも良く生き、生命（いのち）の尊さやつながりの大切さを学ぶ場として、関係機関が連携して「もっともふさわしい生活の場」としての保育環境づくりと保育内容の充実に努めます。

◇具体的な事業・施策

事業	取組内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和6年度
① 保育料軽減事業 〈子ども課〉	国の幼児教育・保育の無償化に加え、同時入所、第3子以降児の減額、給食費全額補助等、保育園保育料において子育て家庭に対する経済的負担軽減をします。	軽減額 850万円	情勢を考慮しながら実施
② 保育園・小学校・家庭・地域との連携 〈子ども課〉 〈小学校〉	教育・保育施設及び子育て関係機関の連携を図り、保小連絡会で互いの教育の理解を深めるなかで、活動内容等の充実を図ります。	保小連絡会 年6回	継続実施
③ 子育て家庭への手当の支給、医療費の助成 〈健康福祉課〉 〈教育委員会〉	子育て世帯に対し、子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられるよう、手当の支給、医療費の助成を行います。 ・児童手当の支給 ・福祉（乳幼児）医療給付事業	児童手当 12,500万円 福祉医療給付金実施	継続実施



基本施策（２）義務教育の充実

次世代の村の担い手である村の子ども達が、確かな学力や豊かな心、健康や体力などの「生きる力」を身につけ、夢や希望の実現に向けて努力していく事ができる教育を総合的に推進し、子どもの状況に応じたきめ細やかでゆとりと潤いのある教育の充実に努めます。

基礎学力の強化を中心に、きめ細やかな個別指導やグループ指導、繰り返し指導などを行うための少人数学習やＴＴ（ティームティーチング）学習の推進などにより、学習効力を高め、基礎学力を向上させる支援を行います。

不登校やいじめなど子どもを取り巻く社会環境は複雑化しており、またその子どもの家庭環境の問題も大きく関係しています。その解決のために、多様な機関の有機的な連携による心理面へのケアを推進します。

◇具体的な事業・施策

事業	取組み内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和6年度
① 小中学校少人数学習指導の充実 〈小中学校〉	一人ひとりの学習を保障し、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させるとともに、落ち着いた生活が送れるように、集団適応指導や学び方の指導を実施します。	30 人学級制	継続実施
② 新入学児童ランドセル購入補助 〈教育委員会〉	新入学児童に対し、村からの入学祝の意味合いも含めて、ランドセルを統一購入し、保護者の負担軽減と品質の統一を図ります。	購入補助金額 1,001,000 円	継続実施
③ 中学生通学かばん 〈教育委員会〉	中学校入学時に、村からのお祝いの意味合いも含めて、通学かばんを贈呈します。	全生徒対象	継続実施
④ 中学生英語検定費補助〈教育委員会〉	生徒の英語力向上と学習意欲の向上のために、検定費を全額補助します。	全生徒対象	継続実施
⑤ 奨学金返還助成 〈教育委員会〉	若者支援の観点で、前年度に払った金額の 1/2 を補助します。	申請者に補助	継続実施
⑥ 高校生通学費補助 〈教育委員会〉	高校通学にかかる通学定期費用を、家庭の支援として 1/2 を補助します。	申請者に補助	継続実施
⑦ パソコン機器・ソフト等リース事業 〈教育委員会〉 〈小中学校〉	小中学校の児童生徒に対して、時代の要請で欠く事のできない事業であり、教科学習や総合的な学習の時間などに幅広くパソコンを活用していきます。	中学校 158 台 北小学校 45 台 南小学校 41 台	必要に応じて調整しながら 継続実施
⑧ 外国語指導助手 (AET) 配置 〈小中学校〉〈保育園〉	保育園児・小中学校の児童・生徒が生徒の英語に接し、英語表現力の向上を図ります。	中学校週 3 回 各小学校週 1 回 保育園年 5 回	継続実施
⑨ 学校図書の充実 司書教諭の配置 〈小中学校〉	家庭や地域における子どもの読書活動の推進や、各学校図書館の蔵書の増冊及び整理により、子どもが読書に興味を持てる機会の提供をします。	南小学校 1 名 中学校 1 名 (北小兼任)	継続実施
⑩ 誕生日本贈呈事業 〈保育園〉 〈小中学校〉	保育園・義務教育を合わせ、12 年間で 12 冊の本を誕生月に贈呈し、心豊かな人間形成に役立てていきます。	対象年齢児童	継続実施
⑪ 校外活動旅費助成 〈小中学校〉	小中学校の校外学習活動に対して助成することで、保護者の負担軽減・児童生徒の円滑な行事参加につなげると共に、社会性を身につけ生きる力を育てます。	中学校 1,314,000 円 北小学校 334,000 円 南小学校 1,050,000 円	継続実施

⑫ 道徳教育の充実 〈小中学校〉	体験活動や地域行事への参加を通して「心の教育推進活動」「豊かな心を育む活動」等、心に響く道徳教育を推進していきます。	小中学校授業 で実施	継続実施
⑬ スクールカウンセ ラー派遣事業 〈小中学校〉	心に悩みを持つ児童生徒及び保護者、教職員を対象に、精神医学、心理学等の専門的視野からの指導・助言を受け、生徒指導に関する教職員へのアドバイスにより、多角的な指導が行えるよう支援していきます。	3校を巡回 月1回 臨床心理相談 は適宜	継続実施
⑭ 心の教室相談員配 置事業 〈中学校〉	心に悩みを持つ中学生への相談・指導・助言、不登校傾向等の生徒の悩み相談、その家庭への訪問、相談等幅広く支援し、内容を充実させて実施していきます。	相談員1名 常勤	継続実施
⑮ 特別支援員の配置 〈小中学校〉	発達の支援が必要である児童・生徒にきめ細やかな教育が提供できるように、適切な指導を充実します。	小中学校特別 支援員3名	継続実施
⑯ 教育相談・適応相 談の充実 〈教育委員会〉 〈子ども課〉	児童、生徒とその家族を対象に「主任教育支援員」や「公認心理師」、「子育て支援専門員」による、電話相談及び家庭訪問等による相談支援を行います。また、必要に応じて専門機関へつなげます。	必要によって 随時	継続実施
⑰ 要保護児童対策地 域協議会 〈子ども課〉 〈教育委員会〉	要保護児童を対象に地域協議会を年に1回、要保護児童対策地域協議会実務担当者会を月に1回実施し、関係機関と連携しながら、的確で迅速な支援を行うための体制を整備していきます。	担当者会議 年12回	継続実施
⑱ 地域と学校の連携 による多様な体験 活動の推進 〈小中学校〉	中学生の職場体験学習や、小学生の社会見学等を実施し、夢や希望の実現に向けて努力していくことができるような教育を支援していきます。	総合学習費 中学校 190,000円 南北小学校 280,000円	継続実施
⑲ 心身の健康保持や 増進させるための 健康教育の推進 〈小中学校〉	引き続き全村あげての「早寝・早起き・朝ごはん」運動への取り組みにより、子ども、保護者共に生活習慣への関心を高め、健康生活を見直していけるようさらに内容の充実に努めていきます。	生活リズム改 善委員会 年2回	継続実施
⑳ 地域・家庭・学校と の連携による、特	3校PTAや、地域の方々と学校が連携し、地域の祭りや伝統文化を題材にした特色あ	伝統行事等に 合わせ実施	継続実施

色ある学校づくり の推進 〈小中学校〉	る学習活動や、学校づくりを推進していきます。		
②① 教員の能力や実績 に応じた適正な評価、 配置、処遇、研修 〈教育委員会〉	教員の資質、能力向上のための研修や支援等を推進していくため、県教育委員会からの指導を中心に実施していきます。	実施	継続実施
②② 保育園と小学校の 連携体制の構築 〈保小連絡会〉	双方の職員による授業参観、懇談会を行い子どもの様子等を話し合い、個々の子どもに合った支援につなげていきます。	保小連絡会 年間6回	継続実施
②③ 教育活動・教育環境の 充実 〈小中学校〉	P T A 主催による教育講演会を開催するなど、保護者の意識向上につながる活動の充実を図っていきます。	年間2回	継続実施
②④ 特別支援教育就学 奨励費支給 〈小中学校〉	小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、給食費等の一部を援助します。	1,200,000 円	継続実施
②⑤ 中学校部活動支援 〈中学校〉	生徒の希望に応じた部活動が行えるよう、また保護者の負担が軽減されるよう社会スポーツ支援の充実をしていきます。	総合学習費 190,000 円	継続実施
②⑥ 小学校クラブ活動 の充実 〈小学校〉	それぞれの学校の特性を生かしたクラブ活動を実施できるよう支援の充実を図ります。 ・南小 金管バンド ・北小 おはやし	総合学習費 280,000 円	継続実施



基本施策（３）家庭教育力の向上

幼少期は、子どもが生涯にわたる人間形成にとってきわめて重要な時期であり、現在と未来をつなげる橋渡しの時期です。こうしたことから、多様な人と触れ合うこと、自然と親しむことなどの体験が減少している現在においては、保育園・学校等はもちろん地域社会が子育て家庭に対して、積極的にこれらの活動を行うことが求められています。一方、子育て家庭では、両親が子どもの自立に向けて、意欲の基盤をしっかりと築くため、親子で向き合う時間を大切にできるよう、親が子育てを日常的に実践できる環境を整える必要があります。

◇具体的な事業・施策

事業	取組み内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和6年度
① 豊かな交流体験を通じた非認知能力の育成と家庭教育力の向上 〈子ども課〉 〈教育委員会〉	幼少期から多様な文化や人と触れ合い、自立に向けて、意欲の基盤をしっかりと築いていけるよう支援していきます。 ・演劇会、音楽会等の実施 ・ブックスタート（1歳児に絵本贈呈） ・各家庭における健康的な生活習慣、運動習慣づくり（早寝・早起き・朝ごはん・外遊び） ・こども英語教室（3保育園）	実施	継続実施
② 通学合宿による日常生活力の訓練事業 〈小学校〉	小学生に対して、学年に応じた社会参加に関する体験を推進し、自立を促します。 ・小学4年生が村内児童養護施設「慈恵園」で三泊四日の通学合宿の実施 《再掲》	通学合宿 68名	継続実施
③ 子どもを事故や危険から守る取り組み 〈子ども課〉 〈小中学校〉 〈健康福祉課〉	子どもの事故防止や、家庭看護についての啓発を行っていきます。 ・通園・通学危険個所要望書提出（保育園保護者会・学校PTA） ・保育園交通安全教室 ・乳児健診での指導（誤飲・火傷・室内外危険等）	通学危険個 所要望書提出 年1回	継続実施

基本施策（4）豊丘村を愛する郷土愛を育てる取り組み

河岸段丘を中心に豊かな自然に恵まれた豊丘村。子どもたちが自然に対して豊かな感受性を持ち、豊丘村の自然を美しいと感じ、そこに生きる生物たちと触れ合ったり、畑づくりから収穫までの自然体験活動をしたりするなど、豊丘ならではの活動を通して、地域とそこに住む人々の温かさと優しさを実感できるような取り組みを推進していきます。

豊かな自然環境の中で子どもが生まれ育つ喜びや、豊丘村を愛する心を育むために、地域全体で応援していきます。

◇具体的な事業・施策

事業	取組み内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和6年度
① 体験隊活動 〈保育園〉	村内の名所旧跡を訪れ村の昔話に触れたり、子ども自身が案内役となり、知っていることを皆に紹介する等、体験隊活動に主体的に関わることで、成功体験を持たせ、郷土愛を育んでいけるよう活動を充実させていきます。	各保育園毎月1～2回 実施	内容を研究しながら 継続実施

② 村の次代を担う意識づくりの推進 〈教育委員会〉 〈子ども課〉	小学生・中学生・高校生に地域の歴史に触れる機会の提供や、伝承継承活動支援を行い、地域活動や村づくりに子ども達の意見を反映する仕組みを構築し、本村の次代を担う意識や郷土愛を育成していきます。	育成会活動等を通して実施	継続実施
③ 自然体験活動・体験活動の機会の充実 小中学校の総合的な学習活動補助 〈小中学校〉 〈教育委員会〉	「生きた知識」や豊かな心を育てるため、地域の方に教えてもらいながら、自然の中での体験活動、伝統文化の継承活動などを自主的、自発的な参加に基づいて活動していけるよう、支援していきます。	体験活動の実施	継続実施
④郷土食を通じた交流 〈子ども課〉 〈小中学校〉	郷土食を地域の方の指導で作り、地域の方との交流を図りながら、おいしく食べ、郷土を愛する心を育てていきます。	交流事業の中で実施 年1回	内容を検討し継続実施

5 子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援

基本施策（１）子どもの基本的な生活習慣「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組み

子どもがきまり良い生活リズムを送り、心身共に健康な生活を送れることを目指し、全村民を対象として、教育委員会を中心に「早寝・早起き・朝ごはん」運動に平成18年から取り組み実践しています。生活リズムが整い、元気で意欲的に生活や活動できるようにするため、家庭への啓蒙を行うとともに引き続き推進を図ります。

◇ 具体的な事業・施策

事業	取り組み内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和6年度
① 生活リズム改善委員会 〈教育委員会〉	教育委員会・役場・保育園・小中学校・保護者会・PTA・保健師・栄養士にて委員会を行い、それぞれの取り組み状況を報告するなど、生活リズムの意識の向上を図ります。 ・生活リズムアンケート（保育園・小中学校） ・保育園クラス懇談会の話し合い	生活リズム改善委員会 年2回	継続実施
② 早寝・早起き・朝ごはん村民運動 〈教育委員会〉 〈小中学校〉 〈保育園〉	村民運動としての取り組みの中で子どもたちの生活リズム改善である「早寝・早起き・朝ごはん」を実現し、心身ともに健康な人づくりを目指します。日々の保育や教育の中で子どもたちに早寝、早起きの大切さを知らせ、意識の向上を図ります。	生活リズム向上旬間 年1回	継続実施

〈子ども課〉	す。また、全村に向けて、朝食摂取の必要性を理解し、摂取できるように、広報誌等を通じて情報提供を図ります。栄養士・調理員・保護者等の協力を得て朝食レシピ集を作成し、ケーブルテレビで紹介するなど、忙しい朝でも簡単に栄養たっぷりの朝食づくりができるよう勧めていきます。 ・看板・横断幕の設置 ・村内各所に PR 看板やポスターを設置 ・生活リズム月間・向上旬間 ・生活リズムの講演会 ・わが家のルールへの取り組み ・朝食レシピ作り	3 種類の朝食レシピを放送	継続実施
--------	--	---------------	------



基本施策（２）児童虐待や育児放棄等要保護児童対策の強化

すべての子どもの健全な心身の育成を図り、児童虐待のない村を実現するため、発生予防から早期発見・早期対応・保護・支援・アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援体制の充実を図ります。

◇ 具体的な事業・施策

事業	取り組み内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和 6 年度
① 要保護児童対策地域協議会・虐待防止ネットワークの設置・充実 〈子ども課〉	児童虐待の発生の発生予防から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を講じるため、子育て支援センターが事務局となって児童相談所・福祉・医療・保健・教育・警察など関係機関の協力体制を推進していきます。 （要保護児童対策地域協議会年 1 回） （実務担当者会 各月 1 回 年 12 回） （ケース検討会議 随時）	1 か所	継続実施
② 母親の育児不安や虐待・いじめ等に関する相談体制の整備 〈子ども課〉	子育て家庭の育児不安、子育ての悩みについては、子育て支援センターを中心に電話や窓口・訪問相談を実施し、対応を行っています。今後もより一層の相談体制の充実を図ります。 ・保育園・子育て支援センター等相談事業 ・臨床心理士個人相談事業	子育て支援員・臨床心理士・保育園長が随時対応	継続実施

③ 要支援乳幼児家庭の把握 〈健康福祉課〉 〈子ども課〉	乳幼児健診や健診未受診児への家庭訪問等を通じて、育児困難家庭や虐待等を把握します。保護者の子育て不安や負担感の軽減を図るとともに相談体制を充実します。	必要に応じて実施	継続実施
④ 一時保護の利用 〈慈恵園・児童相談所〉 〈子ども課〉	虐待があった場合や未然防止のために、一時的に子どもを保護する関連施設を確保し、利用して児童虐待予防に努めます。	必要に応じて実施	継続実施
⑤ 子どもの面前でのDV 被害者緊急支援事業 〈子ども課〉	配偶者（内縁関係を含む）からのDV 被害者の緊急避難のための宿泊の施設を確保し、利用します。	必要に応じて実施	継続実施
⑥ 虐待事案通告の周知 〈子ども課〉	子育て支援センターと村内開業医・保育園小中学校が連携し、虐待事案を把握、情報の収集をし、児童相談所への通告を行います。また専門機関との連携も図ります。	必要に応じて実施	継続実施



基本施策（３）ひとり親家庭の自立支援

母子家庭等ひとり親家庭における子どもの健全な育成を図るため、自立と就業に主眼を置いた、きめの細かい支援の充実に努めます。

◇具体的な事業・施策

事業	取り組み内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和６年度
① 自立支援・就業相談事業 〈健康福祉課〉	健康福祉課福祉係と県の母子相談員と就業相談員との連携により、生活の安定を図る支援を継続し、日常生活の支援、経済的な支援を充実します。	必要に応じて実施	継続実施
② 要保護・準要保護児童生徒援助事業 〈教育委員会〉	小中学校の経済的に就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、給食費等の一部を援助し、経済的な援助を充実します。	必要家庭に実施	継続実施
③ 児童扶養手当支給等 〈健康福祉課〉	母子家庭等に対する経済的負担の軽減を図ります。（母子家庭要件あり） ・児童扶養手当の支給 ・母子及び寡婦福祉資金の貸付	実施	継続実施

④ 休日等電話相談 〈子ども課〉	休日や夜間においては、子ども家庭支援センター「こっこ」や子育て支援センターを利用して気軽に相談ができ、適切なアドバイスを得ることができる電話相談の実施を進めていきます。	実施	継続実施
⑤ 施策についての 情報提供 〈健康福祉課〉 〈子ども課〉	ひとり親家庭に関する支援策を、広報誌・ホームページにおいて情報提供を行います。	実施	継続実施

基本施策（４）発達に支援の必要な子どもとその家庭への支援の充実

特別な支援や配慮が必要である子どもの早期発見・早期療育を推進し、子育て家庭の子育てにおける精神的な不安や悩み等に対する相談・指導体制の拡充を図るとともに、子どもがよりよい方向へと成長・発達していけるよう関係者が一体となって推進できる体制づくりに努めます。

◇具体的な事業・施策

事業	取り組み内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和６年度
① 乳幼児等の健診の実施 〈健康福祉課〉	発達に支援の必要な子どもの早期発見・早期・療育を図るため、乳幼児の心身の発育・発達に応じた健診や保健指導、育児相談を実施します。《再掲》	乳幼児健診 ３歳までに ８回	継続実施
② 医療・医学的リハビリテーションの支援 〈健康福祉課〉	早期発見・早期療育をめざし、医療による適切なリハビリが開始できるよう支援します。保護者を含めた支援体制の充実を図ります。 ・ 健和会病院 言語指導 ・ 飯田市立病院 作業療法、リハビリ ・ 松川日赤 リハビリ ・ 飯田市こども発達センター ひまわり	必要に応じて実施	継続実施
③ 児童心理・発達相談あそびの広場 〈子ども課〉	発達に特徴や偏りのある子どもと親の集い「どーなつ広場」を開催し、公認心理師からあそびや人との関わり方の指導を受けながら療育をおこないます。 専門機関への相談に子育て相談員が同行し、連携のある支援の充実を図ります。	H29 年から 未実施 発達相談への同行 (随時)	内容・方法を検討 継続実施

④ 特別支援の充実 〈教育委員会〉 〈子ども課〉 〈小中学校〉	発達の支援が必要である子どもにきめ細やかな保育や教育が提供できるように、適切な指導を充実します。 ・ 保育園の加配職員 ・ 小中学校の特別児童支援員の増員 ・ 療育センターひまわりとの連携 ・ 公認心理師・カウンセラーの配置 ・ 専門医との連携 ・ 特別支援教育コーディネーターの配置	加配保育士 適正配置 小中学校 特別児童支援員 3 名 公認心理師 相談 (月・木)	継続実施
--	--	--	------



基本施策（５）障害のある子どもや支援体制の充実

障がいの早期発見及び早期療育を推進し、支援の充実を図るため、保護者に子どもの現状を理解してもらい、よりよい方向へと発達していけるような関わり方について、関係者が一体となって推進できる体制づくりに努めます。

◇具体的な事業・施策

事業	取り組み内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和6年度
① 乳幼児健診の実施 〈健康福祉課〉 〈子ども課〉	障がいの早期発見・早期・療育を図るため、乳幼児の心身の発育・発達に応じた健診や保健指導、育児相談を実施します。 《再掲》	乳幼児健診 3歳までに 8回	継続実施
② 医療・医学的リハビリテーションの提供 〈健康福祉課〉 〈子ども課〉	早期発見・早期療育をめざし、医療による適切なリハビリが開始できるよう支援します。保護者を含めた支援体制の充実を図ります。 《再掲》	必要に応じて実施	継続実施
③ 児童心理・発達相談 あそびの広場 〈子ども課〉	発達に特徴や偏りのある子どもと親の集い「どーなつ広場」を開催し、公認心理師からあそびや人との関わり方の指導を受けながら療育をおこないます。専門機関への相談に子育て相談員が同行し、連携のある支援の充実を図ります。 《再掲》	H29 年から 未実施 発達相談への同行 (随時)	継続実施

④ 障がい児保育 〈子ども課〉	村内3保育園で障がい児を受け入れ、障がいの程度に応じた適切な支援や療育の実施に努めます。障がい児と健常児がともに育ちあう保育を推進します。	加配保育士 適正配置	継続実施
⑤ 障がい児教育 〈教育委員会〉	自閉症・学習障がい(LD)・注意欠陥多動障がい(ADHD)・高機能自閉症・知的障がい・身体障がいのある子どもへの教育・療育への対応のため、特別支援教員による教育支援を行っています。障がいの状況に応じた支援や、健常児との交流等、きめ細やかな教育を推進します。 発達障がいなど特別な支援を必要とする子どもの教育のあり方を研究し、適切な対応の推進をします。	小中学校特別支援員 3名 臨床心理士 訪問	継続実施
⑥ 障がい児リハビリ通院補助 〈健康福祉課〉	知的発達障がいのある児童の発達の助長を目的とする継続的なリハビリ通院に対し、補助を行います。継続的な対応を推進します。	必要に応じて実施	継続実施
⑦ 特別児童扶養手当支給 〈健康福祉課〉	健全な育成を助長し、福祉の増進を図るための支援を地方事務所と連携をとりながら推進します。	実施	継続実施



基本施策（6）外国人等の子どもや家庭への総合的な支援体制の充実

近年、両親又はどちらかの親が外国人である家庭や外国人を含む家庭の増加に伴い、福祉・保育園・教育・保健など様々な分野で課題が増加しています。生活習慣や養育観の違いによる問題もありますが、日常生活や子育ての相談、行政サービス利用等の通訳など、外国人も暮らしやすい社会になるよう努めます。

◇具体的な事業・施策

事業	取り組み内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和6年度
① 外国人等の子どもへの支援 〈健康福祉課〉 〈子ども課〉	子育ての相談にのり、母親が安心できるように努めます。言葉が伝わらない場合には、通訳できる方に協力してもらうなど、きめ細やかな支援を図ります。	必要に応じて実施	継続実施

② 保育園・学校生活の支援 〈教育委員会〉 〈保育園〉 〈小中学校〉	安心して保育園・学校生活が送れるよう職員の見守り、声かけなどを行います。学校では中国籍児童日本語教師をお願いして、日本語の習得ができるような体制づくりに努めます。	支援員 1名	継続実施
③ 相談支援体制の強化 〈健康福祉課〉	関係機関と連携を持ち、言葉のわかる相談員に対応してもらうなど、外国人が暮らしやすく、社会参画しやすい環境を整えます。	福祉事務所等と連携して実施	継続実施



基本施策（７）青少年の健全育成

青少年は地域社会から育むという観点に立ち、家庭、学校、地域社会及び関係機関等が一体となって支援体制の充実を推進します。

◇具体的な事業・施策

事業	取り組み内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和6年度
① 地区育成会活動へ助成金の援助 〈子ども課〉	地区育成会の事業計画・活動報告・予算の報告を受け、育成会会員の人数に合わせた活動助成補助を行い、活動の協力を図ります。	地区育成会 28団体 1,007人	継続実施
② 青少年育成関係団体との協力 〈子ども課〉	村長を協議会長として青少年の健全育成に関わる関係機関での協議会を設置し、年に1回の連絡協議会の中で、話し合いや青少年犯罪の傾向の情報を共有し、各機関の連携を図ることで、支援体制の充実を図ります。 ・青少年健全育成協議会	会議 年1回	継続実施
③ 各種広報活動 〈子ども課〉 〈健康福祉課〉	青少年に関する情報、虐待防止などの推進に向けて、チラシや広報で知らせ、認識を高めます。 ・社会を明るくする運動強調月間 ・愛の声かけ運動 ・青少年健全育成強化月間	強化月間等 に実施	継続実施
④ 有害環境チェック 〈教育委員会〉	警察ボランティア協会が、村内の商店やコンビニ・自動販売機などの有害環境チェックを行い、望ましい環境が整うように推進します。	実態調査 報告年3回	継続実施

6 子どもと子育てにやさしい環境の整備

基本施策（１）安心して妊娠・出産できる環境づくり

安心して安全に妊娠、出産を迎えられるよう、相談・支援体制を充実します。妊娠時からのプレママ教室の内容の充実、相談体制の整備を図ります。

◇具体的な事業・施策

事業	取り組み内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和6年度
① 母子手帳交付 〈健康福祉課〉	妊娠届書より把握した妊婦の状況から、必要に応じて電話、訪問等で相談対応を行います。	40人	45人
② プレママ教室 〈健康福祉課〉	出産までの間、母親とお子さんが健康に過ごし、元気に生まれてこられるように、健康や栄養についての学習や相談を行います。保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師が教室を担当します。	保健師 栄養士 回×6回 歯科衛生士 助産師 回×3回	継続実施
③ 妊婦、乳児健康診査委託事業 〈健康福祉課〉	出産を控えた女性（夫婦）に対して、健診の必要性を母子手帳交付時、プレママ教室参加時に伝え、受診率の向上に努めます。	実施	継続実施
④ 妊産婦訪問指導 〈健康福祉課〉	母親の育児不安や悩みの軽減、虐待の予防に努め、相談、健康診査等へつなげます。保健師・子育て相談員・民生委員等で連絡、連携をとりながらの支援を進めます。 ・要望、必要に応じて実施	必要に応じて実施	継続実施
⑤ 不妊対策 〈健康福祉課〉	不妊症に悩む夫婦に対し、治療費の助成を行うことにより、経済的な負担の軽減を図ります。 ・豊丘村めばえ支援	必要に応じて実施	継続実施
⑥ 乳幼児親子交流 〈子ども課〉 〈健康福祉課〉	親子交流企画の対象者への周知を図り、妊娠中の女性が実際に新生児を抱いたり、出産や育児の体験を聞けることで安心感が持てるよう、場の提供をします。	未実施	実施



基本施策（２）子育てに適した生活空間の整備

子育て中の家庭や子どもたちに、安心して遊べる場所や環境が整えられた生活ができるよう、地域社会や行政が連携をとりながら整備を推進します。

◇具体的な事業・施策

事業	取り組み内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和6年度
① 公共公益のバリアフリー化の推進 〈保育園〉〈子ども課〉 〈小中学校〉 〈教育委員会〉 〈健康福祉課〉	学校その他公共施設のバリアフリー化の推進、商業施設等に対してバリアフリー化を要請し、推進します。	関係機関と調整を行い実施	継続実施
② 公共施設等の整備 〈保育園〉〈子ども課〉 〈小中学校〉 〈教育委員会〉 〈健康福祉課〉	トイレの整備（子ども用のトイレ・手洗い器）や授乳室、ベビーベッド、ベビーカーの設置を進めます。	関係機関と調整を行い実施	継続実施
③ 圏域における「子育てバリアフリーマップ」の作成などの情報提供 〈子ども課〉 〈教育委員会〉 〈健康福祉課〉	子育て支援センター発行の情報冊子や子育て支援情報の総合的な提供と併せて、子育てバリアフリー情報の提供を図ります。	子育て家庭全戸に実施	マップ更新をしながら子育て家庭全戸に継続実施
④ 村内公園の保全 〈産業建設課〉 〈子ども課〉	地域の方たちが中心となり村内の公園の整備などを行ってもらい、整った環境の中で安心して子どもたちが遊べるようにします。	地区の計画等の中で実施	継続実施



基本施策（３）子どもと親の健康を守る取り組み

親が子どもへの理解を深め、主体性を持って健康づくりや子育てに取り組んでいけるような支援を行うため、育児不安がある親を中心に、訪問指導、健康相談、テーマ別教室の開催などを充実します。

◇具体的な事業・施策

事業	取り組み内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和6年度
① 乳幼児訪問指導 【2カ月児全家庭対象】	乳児家庭への訪問、健診事後フォローなどの訪問を行い、健やかな子どもの成長の	H30 年度 48 人	50 人

〈健康福祉課〉 〈子ども課〉	支援、母親の育児不安や悩みの軽減、虐待の予防に努めます。他子育て関係機関と連携して取り組みます。		
② 乳幼児健診・相談 〈健康福祉課〉 〈子ども課〉	健診が疾病や発達の遅れ等の早期発見・対応にとどまらず、母親自身にとって子どもの成長・発達について理解する学びの機会となる場の提供をします。乳幼児健康診査を信頼できて安心と評価する親の割合が増加するよう、その充実に努めます。 ・3歳までに8回乳児健診（4・7・10・12カ月） ・幼児健診（1.6・2・2.6・3歳）	H30 年度 4 か月 97.4% 1.6 か月 100.0% 3 歳 97.9%	 4 か月 100% 1.6 か月 100% 3 歳 100%
③ 予防接種 〈健康福祉課〉	乳児訪問、健康診査時に、予防接種の必要性について説明の実施を行い、予防接種を勧めます。【個別接種により実施】 （対象者へ個別に通知をしたり、訪問、健診時に説明し、予診票を配布します。）	1歳までに BCG 接種を終了している者の割合 93.8% 2歳までに四種混合を終了している者の割合 89.4%	100% 100%
④ 乳幼児突然死症候群の予防 〈健康福祉課〉	SIDS 発症の危険性を低くするために、「仰向け寝の推進」「母乳栄養の推進」「家族の禁煙」等を保護者へ啓発します。	乳幼児全戸 訪問・健康 診査時に指導	継続実施
⑤ 誤飲・転落・転倒・やけど等子どもの事故の予防のための啓発推進 〈健康福祉課〉 〈子ども課〉	子どもの発達を理解し、なぜ事故が起きるのか親が学ぶ機会を提供します。日赤・消防等と連携しての救急蘇生法の実践教室の場を提供します。	健診時、子育て 広場時に実施	継続実施
⑥ 医療機関情報ガイドの配布 〈健康福祉課〉	乳児訪問の折に、小児科の病院や予防注射についての情報ガイドを渡し、安心して子育てができるように図ります。	乳児訪問時 1 回	1 回



基本施策（４）子どもの安全を守る環境づくり

子どもを安全に安心して生み育てるためには、安心して伸び伸びと活動できる環境が必要です。関係医療機関等の連携の強化や、公共施設の整備、子どもが自分で自分を守るための安全教育等、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。

◇具体的な事業・施策

事業	取り組み内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和6年度
① 子ども・保護者を対象とした交通安全教室の普及啓発 〈保育園〉 〈小中学校〉	保育園ではカンガルークラブを中心に、実践型交通安全教育を実施、小学校においても実践型の教育を実施し、交通安全の大切さを学ぶ場の提供をします。	実施	継続実施
② チャイルドシートの使用効果・使用方法の普及啓発 〈交通安全協会〉 〈子ども課〉	法律で義務付けられていること、使用の効果、必要性を子育てサークル等で啓発し、使用者の意識の高揚を図ります。	子育て広場時に実施	継続実施
③ 通学・通園路の危険箇所改善の推進 〈保育園〉 〈小中学校〉 〈産業建設課〉	学校 PTA・保育園保護者会が行う、通学・通園における危険箇所の改善を要請を受け、関係する課、係との連携をとり、安全に通学・通園ができるように図ります。	危険箇所要望書提出 年1回	継続実施
④ 村営路線バス運行 〈総務課〉 〈保育園〉 〈小中学校〉	堀越、佐原、壬生沢・福島地区の子どもたちが村営路線バスを利用して安全に通園・通学できるように支援します。	4 路線	4 路線
⑤ 住民の自主的防犯活動を促進するための犯罪に関する情報提供の実施 〈教育委員会〉 〈小中学校〉	住民・警察・村との連携を強化したり、防犯教室の開催、メール配信で情報提供等を行い、防犯に関する認識を高めます。	実施	継続実施
⑥ 子どもを犯罪等から守るための情報提供 〈教育委員会〉 〈小中学校〉 〈子ども課〉	保護者への不審者情報等のメール配信（中学校・小学校・保育園）を行い、安全確保に努めます。	必要に応じ て実施	継続実施

⑦ 防犯パトロール活動の推進 〈教育委員会〉	警察ボランティア協会・警察・学校・村との連携を強化し、安全パトロール等を行い、安全確保に努めます。	年 3 回実施	継続実施
⑧ 防犯講習会の実施 〈小中学校〉	警察生活安全課等の協力により、3 校における防犯講習を開催し、防犯に対する認識を高めます。	3 校	3 校
⑨ 防犯ボランティア活動の支援 〈教育委員会〉 〈子ども課〉	民家・店舗・公共施設など指定者（店）「子どもを守る安心の家」等が 32 か所あり、地域とともに子どもを守っていく体制づくりを引き続き行っていきます。	32 か所	32 か所
⑩ 通学路や公園等における防犯灯等の防犯設備の整備の推進 〈教育委員会〉 〈総務課〉	犯罪の未然防止と通学の安全確保のため、通学路等を中心とした防犯灯の整備を推進します。	点検実施	継続実施
⑪ 地域での見守り 〈健康福祉課〉 〈教育委員会〉 〈小中学校〉	民生児童委員、警察ボランティアが登校または下校時刻に子どもたちが安全に帰宅できるよう、見守りを行い、安全確保に努めます。	年数回実施	継続実施

基本施策（５）若い世代が社会的に自立し、家庭を持つための支援の充実

豊かな環境の中で中学生・高校生等これから親になっていくことの意義を理解できるよう取り組んでいくことが大切です。若い世代が子育ての楽しさを知らずに負担感ばかりを募らせることがないよう、また親になって初めて子どもを抱き、子育てにとまどうことがないよう、子どもとふれあう機会づくり、子育て支援の取り組みの周知など、子育てについての関心を喚起することが必要となります。

◇具体的な事業・施策

事業	取り組み内容	目標事業量 現状	目標事業量 令和 6 年度
① 子育て支援事業の周知 〈子ども課〉	パンフレットの配布や回覧などで子育ての事業の周知、引き続き村のホームページ等を通じて、子育て支援の姿勢、取り組み内容などの周知を図ります。（未就学児童家庭全戸配布） （全村隣組回覧）《再掲》	実施	継続実施
② 乳幼児ふれあい学習 〈保育園〉	中学生を対象にした乳幼児ふれあい学習を保育園で実施します。 《再掲》	4 回 90 人	4 回 90 人

7 量的目標事業量の設定 《 再掲 》

本章1～6において支援目標に基づく目標数値を設定してきました。

令和6年度までに達成すべき目標事業量等を次のとおり整理し、取組を具体的に推進することとします。

子育て支援サービス 項目	平成30年度 目標事業量等	平成30年度 実施事業量等	令和6年度 目標事業量等	目標達成 予定年度等
子育て支援センター (専門員数)	1か所(2名)	1か所(2名)	1か所(2名)	継続実施
子育てサポーターの 確保	—	未実施	必要性の検討	
親子交流広場 (びよんびよん広場・とこと こ広場・にっこり広場・すくす く広場)	対象者参加率 80%	対象参加者率 75%	対象者参加率 80%	活動を充実させ 継続実施
育児支援家庭訪問 (子育て支援専門員)	希望者に対し訪問	希望者に対し訪問	希望者に対し訪問	継続実施
保育園園庭解放 交流保育	3保育園 年12回	3保育園 年12回	3保育園 年12回	継続実施
一時保育事業	1か所	1か所	1か所	継続実施
保育時間外一時預かり	子育て短期支援事業 (慈恵園)	申請認定により子育て短期支援事業 (慈恵園・風越乳児院)		継続実施
ファミリーサポート センター(育児ボランテ ィアによる育児援助)	必要性の検討	未実施	子育て短期支援事業で対応 (子育て支援センターを窓口として 必要性の検討)	
早寝・早起き・朝ごは ん運動の展開	全児童・生徒・家庭に対し実施		継続実施	継続実施
妊婦食生活支援事業	年6回	年6回	年6回	継続実施
食育情報等の広報誌 への定期的な掲載	年2回	年2回	年2回	継続実施
出産祝金の支給	村の財政状況を考慮 し継続実施	第1子 50,000円 第2子 50,000円 第3子以降 250,000円	村の財政状況を考慮し 検討しながら継続実施	
福祉(乳幼児)医療給付 事業	高校3年まで	高校3年まで	高校3年まで	継続実施
医療機関ガイドマップ の配布	1回	1回	1回	継続実施
3歳未満児保育	73人 (3か所)	83人 (3か所)	83人 (3か所)	継続実施
保育園延長保育 (定員数)	110人 (3か所)	130人 (3か所)	145人 (3か所)	継続実施
特定保育事業 (週2～3日又は半日の保育)	6人 (1か所)	未実施	一時保育の中で対応	
休日保育事業	子育て短期支援事業 (慈恵園)	子育て短期支援事業 (慈恵園・風越乳児院)		継続実施
夜間保育事業	子育て短期支援事業 (慈恵園)	子育て短期支援事業 (慈恵園・風越乳児院)		継続実施
病後児保育事業 (施設型)	おひさまはるる	おひさまはるる	おひさまはるる	継続実施
保育料軽減事業	第3子以降 ・未満児1/2軽減 (3,000円加算) ・以上児無料 (2,000円加算)	第3子以降 ・未満児1/2軽減 ・3歳以上児無料 3歳以上児全員無料	社会情勢等 考慮しながら 継続実施	社会情勢等 考慮しながら 継続実施

子育て支援サービス 項目	平成 30 年度 目標事業量等	平成 30 年度 実施事業量等	令和 6 年度 目標事業量等	目標達成 予定年度等
放課後児童クラブ (定員)	100 人 (2 か所)	200 人 (2 か所)	197 人 (2 か所)	継続実施
新入学児童ランドセル 購入補助	購入費用の 1/2	購入費用のうち 保護者負担 13,000 円	情勢を考慮しながら継続実施	
中学生通学かばん	通学かばんの贈呈	通学かばんの贈呈	継続実施	
中学生英語検定費補助	全額補助	全額補助	継続実施	
奨学金返還助成	前年度に払った金 額の 1/3 を補助	前年度に払った金 額の 1/3 を補助	継続実施	
高校生通学定費補助	通学定期費の 1/2 を補助	通学定期費の 1/2 を補助	継続実施	
パソコン機器・ソフト等 リース事業	全小中学校	全小中学校 (計 93 台)	必要に応じて調整しながら 継続実施	
外国語指導助手 (AET) 配置	小中学校 1 名	小中学校 1 名	小中学校 2 名	継続実施
スクールカウンセラー 派遣事業(県事業)	小中学校 1 名	小中学校 1 名	小中学校 1 名	継続実施
主任教育支援員事業	小中高校の生徒	小中高校の生徒	継続実施	
公認心理師相談事業	全村の子ども	全村の子ども	継続実施	
心の教育相談員配置 事業	中学校 1 名	中学校 1 名	中学校 1 名	継続実施
学校図書の充実	誕生日本贈呈等を考慮 し、減額を検討しなが ら継続実施	図書館司書の配置 南小学校 1 名 中学校・北小 1 名	図書館司書を中心に蔵書の増冊等し ながら継続実施	
子ども会・育成会活動助成	28 地区	28 地区	活動内容等充実させて 継続実施	
総合学習補助	農業・福祉職場体験な どに対し助成	農業・福祉職場体験などに対し助成		継続実施
誕生日本贈呈事業	3 歳～15 歳 児童生徒	3 歳～15 歳 児童生徒	3 歳～15 歳 児童生徒	継続実施
乳幼児等ふれあい学習 (中学生対象)	3 回 90 人	2 回 90 人	2 回 90 人	継続実施
ブックスタート事業 (ファーストブック)	1 歳児全員	1 歳児全員	1 歳児全員	継続実施
虐待防止ネットワーク の設置	1 か所	1 か所 (連携の強化)		継続実施
こどもを守る安心の家	32 か所	32 か所	32 か所	継続実施
防犯講習会の実施	3 か所	3 か所	3 か所	継続実施
村営路線バス運行	4 路線 村営バス	4 路線 (長沢地区含む)	4 路線 (長沢地区含む)	状況に応じ 継続実施
子育てバリアフリー マップ作成	広域での作成検討	未実施	広域で検討し総合的な提供を図る	
子育て支援・定住促進 策のパンフ作成	計画なし	村内全戸配布	制度の改正に合わせ見直し	
子育て支援サイト開設	継続実施	継続実施	継続実施	

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

(1) 村民・各種団体への周知

この計画は、子どもが豊かな心と主体的に生きるたくましい力を育み、それぞれの夢に向かって自立できる環境づくりを目指しています。又、男女が互い尊重しあい、助け合いながら楽しく子育てするゆとりある家庭づくり、子どもがいいきと学び・遊び、子育て中の保護者が安心・信頼して働き・住民が共生して支え合いながら暮らせる頼もしい地域社会づくりを目指しています。

家庭・地域・企業などでの村民等の主体的・積極的な取り組みを促進するために、村ホームページへの掲載、ダイジェスト版を作成し広報誌への掲載など、この計画の周知に努めます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映するほか、新たな課題についても積極的に取り組んでいきます。

2 推進体制の整備

(1) 子ども子育て会議における推進体制の充実

本計画を検討し策定した豊丘村子ども子育て会議において、定期的に計画の進捗状況を検証しながら、計画を推進します。

(2) 庁内における推進体制の充実

本計画を着実に推進していくために、子ども課が中心になって、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、評価・再調整などの継続的な取り組みを行います。必要に応じ計画内容の見直しなどを含めた検討も行います。

(3) 住民・関係団体等との協働体制の充実

子ども子育て支援事業への取り組みは、住民・関係団体等の参画が必要です。特に保育園保護者会・3校PTA連絡会との計画実施状況についての連絡会議は定期的に行い、計画の進捗状況に関する情報を共有化し、施策・事業の評価、円滑な実施への提言をいただくとともに、地域における実践につなげるなど、住民・関係団体等との協働により推進します。



第7章 資料編

定量的目標事業量の設定について

(事業量の見込みの算出について)

1 量の見込みについて

子ども・子育て支援法において、市町村は国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、計画の中で各年度の教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みとそれに対する提供体制の確保の内容を定めることとなっています。

2 算出方法

国から示された計算式を基本として算出しました。

推計児童数	令和2年度～令和6年度における年齢区分別の児童数を推計
潜在家庭累計割合	父母の就労状況や教育・保育の利用意向により、タイプA～Fまでの潜在家庭累計に分類
利用移行率	潜在家庭累計ごとに、教育・保育事業の利用意向率を算出
量の見込み	上記を掛け合わせて「量の見込み」を算出

3 算出結果

(1) 計画期間の児童数の推移(人)

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	40	40	40	41	41
1歳	44	44	44	44	45
2歳	50	46	46	46	46
3歳	45	49	45	46	46
4歳	45	42	46	42	45
5歳	44	44	41	45	41
6歳	59	43	43	40	44
7歳	67	59	43	43	40
8歳	73	66	58	42	42
9歳	66	74	66	59	42
10歳	62	67	76	67	61
11歳	75	63	68	77	68
合計	670	637	616	592	561

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策

- ・提供区域：3区域 北保育園区域（河野区、堀越区）
中央保育園区域（田村区、林区）
南保育園区域（伴野区、福島区、壬生沢区）



全村域

① 1号認定（人）〈3歳以上児で幼稚園における幼児教育を希望する子ども〉

	元年度（現状）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		6	6	6	6	6
確保方策	1	6	6	6	6	6

《確保方策》

本村には幼稚園がないため、希望理由によって飯田市の認定こども園等へ委託します。

② 2号認定（人）〈3歳以上児で保育園における保育を希望する子ども〉

	元年度（現状）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		134	135	132	133	132
確保方策	156	134	135	132	133	132

《確保方策》

現行では希望に添った受入ができています。今後も継続して行っています。

③ 3号認定（人）〈3歳未満児で保育園における保育を希望する子ども〉

		元年度（現状）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込	0歳		15	15	15	15	15
	1・2歳		58	58	58	58	58
確保方策	0歳	16	15	15	15	15	15
	1・2歳	61	58	58	58	58	58

《確保方策》

入園を希望する子どもの人数に対応できるように、保育室の整備、保育士増員等しながら、行っています。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の内容及び実施時期

全村域

① 時間外保育事業（月平均人）・提供区域：3区域

〈保育認定を受けた子どもについて、保育園で通常の保育時間を超えて延長し、保育を実施する事業〉

	元年度（現状）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		145	145	145	145	145
確保方策	142	145	145	145	145	145

《確保方策》

保育を希望する子どもの人数に対応できるよう、保育士増員等しながら行っています。

② 一時預かり事業（年間延べ人） ・提供区域：1区域

〈保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、昼間保育園で一時的に預かる事業〉

	元年度（現状）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		300	300	300	300	300
確保方策	300	300	300	300	300	300

《確保方策》

希望する家庭のニーズにこたえられるよう、保育士等の増員も考慮して行っています。

③ 病児・病後児保育事業（年間延べ人） ・提供区域：1区域

〈児童が急な病気になった時、病院等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業〉（健和会病院「おひさまはるる」委託）

	元年度（現状）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		11	11	11	11	11
確保方策	3	11	11	11	11	11

《確保方策》

現在は飯田市との協定の元、健和会病院に委託しています。近隣町村と北部地区での必要性を確認しながら協議を行っていきます。

④放課後児童健全育成事業（月平均人）・提供区域：2区域 河野区・神稲区

〈小学校に就学している子どもで、保護者が就業等により昼間家庭にいない場合に、放課後や学校休業日に家庭に代わって生活の場を確保し、児童の健全な育成を図る事業〉

		元年度（現状）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込	1～3年		85	85	85	85	85
	4～6年		29	29	29	29	29
確保 方策	1～3年	84	85	85	85	85	85
	4～6年	28	29	29	29	29	29

《確保方策》

共働き家庭の増加に伴い利用児童も増加しており、そのニーズに応えながら、児童の成長に添った利用方法等についても検討していきます。

⑤ 子育て短期支援事業・ショートステイ（時間・月） ・提供区域：1区域

〈保護者の疾病や仕事などにより一時的に子育てに支障をきたす場合等に、児童を施設において預かることにより保護者の育児の負担軽減及び心身のリフレッシュを図ることを通じて、子育てを支援する事業〉

	元年度（現状）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込	600	1,800	3,600	3,600	3,600	3,600
確保方策	600	1,800	3,600	3,600	3,600	3,600

《確保方策》

認知度が上がり、利用する方が増加してきているものの、今回のニーズ調査では制度を知らない方もいて、今後も周知に努めます。委託先の養護施設「慈恵園」との連絡調整等を確

実に行い、利用希望者のニーズに応えられるよう行っています。

⑥ 地域子育て支援拠点事業（年間延べ人） ・提供区域：1区域

〈子育て支援センターや公共施設等の身近な場所で、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等を行う事業〉

	元年度（現状）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		6000	6000	6000	6000	6000
確保方策	5900	6000	6000	6000	6000	6000

《確保方策》

子育て支援センター拠点施設の開設により、利用希望者が増加している。利用希望者のニーズに合わせた企画等を行い、親子参加の場を増やしたり、子育てに関する相談や情報提供等を随時行っています。

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業（年間・人） ・提供区域：1区域

〈生後2か月の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業〉

	元年度（現状）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		40	40	40	41	41
確保方策	44	40	40	40	41	41

《確保方策》

対象となるすべての家庭を訪問してその環境等を把握し、保健衛生係と子育て支援係で連携を取り、切れ目ない支援と、それぞれに寄り添った支援・情報提供等を行っています。

⑧ 養育支援訪問事業（年間・人） ・提供区域：1区域

〈養育の支援が特に必要な家庭に子育て相談支援員が訪問し、養育に関する専門的な相談指導・助言等を行い養育能力を向上させるための支援を行う事業〉

	元年度（現状）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10	10

《確保方策》

対象となる家庭を訪問して家庭環境等の把握を行い、それぞれの親子に寄り添った助言や情報提供等を行っています。

⑨ 妊婦健診（健診14回・人） ・提供区域：1区域

〈安心・安全な分娩や出産、妊婦の経済的負担の軽減を図るため、公費負担の受診料を交付し、医療機関等への受診を推奨する事業〉

	元年度（現状）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		560	560	560	574	574
確保方策	560	560	560	560	574	574

《確保方策》

実施を医療機関に委託し、健やかな子どもを産み育てるために、妊婦の方へ受診を推奨していきます。

⑩ ファミリーサポートセンター事業（年間・人）

〈児童の預かり等の「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」が相互に会員となり、子育てについて助け合う事業〉

	元年度（現状）	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込		0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0	0

《確保方策》

ニーズ調査では、困った時に気軽に預けられる事業が欲しいとの要望がありました。子育て短期支援事業での対応が可能なことから、今後必要性の検討を行っていきます。

⑪ 利用者支援事業（年間・人）

〈専任の職員が、保育園等の施設や地域の子育て支援事業の情報を集約し、子どもの保育を希望する家庭の相談に応じ、個々の状況に必要な情報提供・助言するとともに関係機関との連絡調整を行う事業〉

	元年度（現状）	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込		0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0	0

《確保方策》

地域子育て支援拠点事業の中に含め行っていきます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（年間・人）

〈保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育園等に対して保護者が支払うべき保育に必要な物品に対する費用や行事費等の費用について支援を行う事業〉

	元年度（現状）	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込		0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0	0

《確保方策》

令和元年 10 月から、3 歳～5 歳までの利用者負担金（保育料）の無償化が開始されました。物品の費用等への費用の支援は行いませんが、保護者の所得等世帯状況に応じて、今後も保育料等の減免を行っていきます。

⑬ 多様な主体の参入促進事業（年間）

〈小規模保育事業など民間事業者の参入に関して、事業の運営や質の高い保育 が安定的継続的に行われるよう一定の支援を行う事業〉

	元年度（現状）	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込		0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0	0

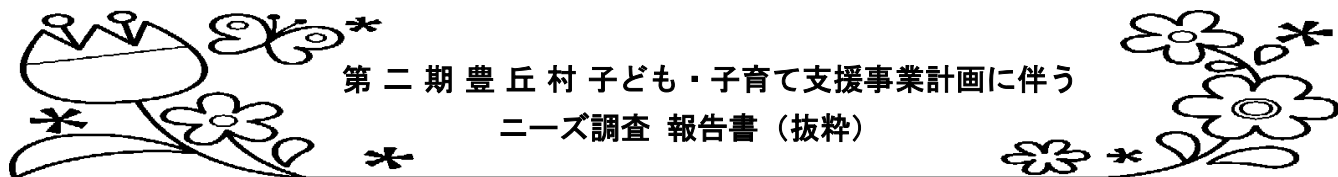
《確保方策》

現在、村内 3 保育園以外に新たな保育事業に関する計画等はありません。

4、定量的目標事業量（国から示された定量的目標事業量設定の13事業）

事業名	対象年齢(者)	令和元事業量	令和6年 目標事業量	目標 達成 年度等
時間外保育事業	0～5歳児	140人（月平均）	145人（月平均）	事業内容を充実させ継続実施
一時預かり事業	0～5歳児	300人 （年間延べ）	300人 （年間延べ）	
病児・病後児保育事業	0～5歳児	2人 （年間延べ）	11人 （年間延べ）	
放課後児童健全育成事業	1～3年	84人（月平均）	85人（月平均）	
	4～6年	28人（月平均）	29人（月平均）	
子育て短期支援事業 ショートステイ	0～18歳	600（時間）	3,600（時間）	
地域子育て支援拠点事業	0～18歳	5,900人 （年間延べ）	6,000人 （年間延べ）	
乳児家庭全戸訪問事業	0歳	44人（年間）	41人（年間）	
養育支援訪問事業	0～18歳 家庭	10人	10人	
妊婦健診	—	560回 （健診14回・人）	574回 （健診14回・人）	
ファミリーサポートセンター 事業	0～11歳	0人	0人	効果の検証を行う
利用者支援事業	0～18歳 家庭	0人 （年間・人）	0人 （年間・人）	
実費徴収に係る補足給付を 行う事業	0～5歳 家庭	0人 （年間・人）	0人 （年間・人）	
多様な主体の参入促進事業	—	0	0	

5、ニーズ調査報告書（抜粋）



I 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援法に基づく村の事業計画策定に当たり、住民のニーズを把握することを目的として実施したものである。

2. 調査の設計

- (1) 調査の対象 豊丘村に在住する未就学児童保護者及び就学児童保護者
(2) サンプル回収数 未就学児童 156 就学児童 138

3. 集計方法等について

- ①調査結果の％表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、合計が必ずしも100％になるとは限らない。
②2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は100％を超える。
③回答者数が少ない質問については、件数で表記しているものがある。

II 調査結果の詳細（内容）

【 未就学児童編 】

1. 回答者のプロフィール



○ あて名のお子さんの生年月月をご記入ください。（[]内に数字でご記入ください。）

子どもの年齢は、「5歳」と「6歳」が2割強で多くなっている。 (%)

合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	無回答
156	7.7	6.4	7.1	12.8	16.0	22.4	24.3	0

○ あて名のお子さんの子育て（教育含む）を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係であてはまる番号1つに○をつけてください。

主たる子育ての担い手をみると、「父母ともに」が55.1％と半数を超え、ついで「主に母親」が41.0％となっている。 (%)

合計	父母ともに	主に母親	主に父親	主に祖父母	その他
156	55.1	41.0	0	1.3	0

2. 子どもの育ちをめぐる環境について

○ あて名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。お子さんからみた関係であてはまる番号すべてに○をつけてください。

子育てに日常的に関わっている担い手をみると、「父母ともに」が68.6％と最も多く、以下、「保

育所」が 51.0%、「祖父母」が 39.9%でつづいている。(%)

合計	父母ともに	母 親	父 親	祖 父 母	幼 稚 園	保 育 所	こども園	無 回 答
156	70.5	29.5	0.6	39.7	0	62.2	0	0

○ あて名のお子さんの子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境すべてに○をつけてください。

子育てに影響する環境としては、「家庭」が 94.2%と最も多く、ついで「保育所」が 25.9%、「地域」が 21.2%でつづいている。(%)

合計	家庭	地域	幼稚園(こども園)	保育所	その他
299	94.2	21.2	0.6	25.9	0

○ 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

子どもをみてもらえる親族・知人の有無をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 60.3%で最も多く、ついで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 42.3%でつづいている。(%)

合計	日常的に祖父母等親族に見てもらえる	緊急時もしくは用事の際には祖父母等親族に見てもらえる	日常的に子どもを見てもらえる友人・知人がいる	緊急時もしくは用事の際には用事の際に見てもらえる友人・知人がいる	いずれもない
177	42.3	60.3	0.6	5.1	5.1

○ あて名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。あてはまる番号 1 つに○をつけてください。

お子さんを子育てする上で、気軽に相談できる人や相談できる場が「いる／ある」との回答は 87.8%となり、前回調査を下回っている。(前回「いる／ある」回答 94.8%)

(%)

合計	いる／ある	いない／ない	無回答
142	87.8	3.2	0



3. 保護者の就労状況について

○ あて名のお子さんのご両親の就労状況（自営業の方とその家族従事者を含む）についてうかがいます。

保護者の就労状況をみると、父親は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 99.3%となっている。一方、母親は「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 40.6%（前回 33.3%）で最も多く、ついで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 25.2%（前回 40.5%）でつづいている。「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は 23.2%（前回 15%）となっている。

(%)

項目	父親	母親
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	99.3	23.2
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0.7	7.7
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	0	40.6
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0	2.6
以前は就労していたが、現在は就労していない	0	25.2
これまで就労したことがない	0	0.6
無回答	0	0

○ 現在、パート・アルバイト等で就労しているの方にうかがいます。今後の就労についての希望をお聞かせください。

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望をみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が54%と約半数と多くなっている。なお、「フルタイムへの転換希望」がある人は31.4%（前回39.6%）となっている。

(%)

項目	父親	母親
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	0	6.0
フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	0	25.4
パート・アルバイト等の就労を続けることを希望	0	54.0
パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい	0	0
無回答	0	0

○ 現在、就労していない・就労したことがない方にうかがいます。今後の就労についての希望をお聞かせください。

未就労の母親の就労希望をみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」人が42.5%と多くなっている。

(%)

項目	父親	母親
子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)	0	17.5
1年より先で、1番小さい子どもが〔 〕歳になったら就労したい	0	35.0
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	0	42.5
無回答	0	0

4. 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

○ お子さんは現在、保育園や認定こども園（幼稚園も含む）などの「定期的な教育・保育」を利用されていますか。年間通じて定期的に利用している事業をお答えください。

定期的な教育・保育を利用している人が84%、利用していない人が14.7%となった。利用している人の100%が保育園を利用している。（表なし）

○ 現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。（複数回答）

現在、利用している、利用していないにかかわらず、平日定期的に利用したいと考える教育・保育事業をみると、「村内保育所」をあげる人が多数を占めている。（回答数）

保育園	こども園（教育）	こども園（保育）	事業所内保育	認可外保育
149	2	3	1	1

ファミリーサポート	家庭内保育	居宅訪問	自治体の認定保育施設	その他
9	4	4	7	1

○ 保育園での保育を希望する理由は何ですか。（○はいくつでも）

保育園での保育を希望する理由は「同じ年の子どもと一緒に遊ぶことが大切だと思うから」を選択した人が最多数となった。

項目	回答数
働いている時間に子どもをみる人がいないから	116
家族だけでなく、園を活用してしつけや教育をしたいから	113
家庭に収入を得るために、できるだけ早く復職したいから	39
上の子が園に通うには、下の子を預けて復職する必要があるから	4
給食を食べさせてくれるから	32
親の時間（地域活動や趣味等に充てる時間）が欲しいから	20
同じ年の子どもと一緒に遊ぶことが大切だと思うから	117
家庭での子育てに不安があるから	19
その他	2

5. 地域の子育て支援事業の利用について

○ 次の中から、知っているものや、これまで利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものをお答えください。（回答数）

項目	知っている		利用したことがある		今後利用したい	
プレママ教室	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
	127	20	82	59	45	83
保健師による相談	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
	136	13	111	34	84	40
保育園の園開放	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
	139	11	88	58	73	55
子育て支援センター	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
	143	4	127	20	85	42

子育て優待パスポート	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
	148	4	135	15	125	6
子育てサイト「mitemi」	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
	57	78	32	95	93	38
家族の健康見守り隊	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
	56	85	29	99	53	73

6. 土曜・休日や長期休暇中の教育・保育事業の利用について

○ あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。（回答数）

“利用希望”（「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」の合計）は、土曜日 58 名、日曜日・祝日 33 名となっている。

項目	土曜日	日曜・祝日
利用する必要はない	93	119
ほぼ毎週利用したい	8	2
月に1～2回は利用したい	50	31

7. 病児・病後児保育について

○ この1年間に、あて名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。（回答数）

合計	あった	なかった
145	107	38

○ あて名のお子さんが病気やケガでふだん利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法としてあてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も数字でご記入ください（半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください）。

病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった際の対処方法をみると、「母親が休んだ」が最も多く、ついで「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」がつづいている。

項目	回答日数
父親が休んだ	21
母親が休んだ	77
親族・知人に子どもをみてもらった	41
父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	21
仕方なく子どもだけで留守番させた	0
病児保育「おひさまはるる」を利用した	2
その他	1
合計	163

- あて名のお子さんが病気やケガでふだん利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、病児・病後児保育施設等を利用したいと思いましたが。(回答数)

利用したいと思わないと答えた人は、利用したいと答えた人の約3倍となった。

合計	できれば病児・病後児保育を利用したい	利用したいと思わない
84	23	61

- 病児・病後児保育施設等を利用する場合下記のいずれの事業形態が望ましいと思いますか。

病児・病後児のための保育施設等の望ましい事業形態としては、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が多くなっている。

項目	回答数
保育園等に併設した他施設で子どもを保育する事業	13
小児科に併設した施設で子どもを保育する事業	20
地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業	11
その他(村内で)	1

8. 不定期の教育・保育事業の利用について

- あて名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、利用している事業はありますか。利用日数も数字でご記入下さい。

不定期の教育・保育事業を利用日数は24日となっている。

項目	回答日数
一時預かり保育	18
子育て短期支援事業(慈恵園)	2
その他(子ども食堂)	4
利用していない	126



9. 宿泊を伴う一時預かりについて

- あて名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか。あった場合は、この1年間の対処方法とそれぞれの日数も数字でご記入ください。

この1年間に宿泊を伴う一時預かりの必要が「あった」とする日数は、20日である。

合計	あった20日(延べ日数)	なかった
137	親族・知人にみてもらった19日	117人
	その他1日	



10. 小学校就学後の放課後の過ごし方について(あて名のお子さんが5歳以上である方に)

- あて名のお子さんが小学校に入学した後、低学年(1~3年生)のうちは、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

小学校低学年時の放課後に過ごさせたい場所をみると、「自宅」と「放課後児童クラブ(学童保育)」が上位にあげられている。

過ごさせたい場所	回答日数
自宅	56
祖父母宅や友人・知人宅	11
習い事	26
放課後児童クラブ	52
子育て短期支援事業「こっこ」	2
その他(図書館、公民館など)	14

○ あて名のお子さんが小学校に入学した後、高学年（４～６年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

小学校高学年時の放課後に過ごさせたい場所をみると、「自宅」が上位にあげられ、ついで、「放課後児童クラブ」、「習い事」となっている。

過ごさせたい場所	回答日数
自宅	66
祖父母宅や友人・知人宅	11
習い事	37
放課後児童クラブ	38
子育て短期支援事業「こっこ」	0
その他(図書館、公民館など)	16



○ 児童クラブを利用している方で、土曜日・日曜日・祝日・長期休暇期間の利用希望はありますか。

土曜日・日曜日・祝日については「利用する必要はない」が多数を占めたが、長期休暇については「利用したい」が低学年。高学年共に多くなっている。

項目	土曜日	日曜・祝日	長期休暇
低学年(１～３年生)の間は利用したい	10	4	25
高学年(４～６年生)の間は利用したい	13	10	34
利用する必要はない	39	48	19

11. 育児休業や短期時間勤務制度など職場の両立支援制度について

○ 現在、国には下記のような職場での両立支援のための制度がありますが、ご存知でしたか。

子育てについての悩みとしては、「自分の時間を十分もてない」、「子どもの知的・精神的な発育」、「経済的な不安・負担が大きい」、「しつけがうまくいかない」、「子どもの勉強や進学のこと」の５項目が 20%台で上位にあげられており、多様な悩みがあることがうかがえる。

項目	回答数
育児休業給付・保険料免除のいずれも知っていた	48
育児休業給付のみ知っていた	66

保険料免除のみ知っていた	2
育児休業給付・保険料免除のいずれも知らなかった	32

○ お子さんが生まれた時、父母のいずれか、もしくは双方が育児休暇を取得しましたか。

育児休業を取得した母親は全体の 35%となった。父親は 1%となった。取得していない理由としては、母親は「子育てや家事を優先するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった」が多数となり、父親は「制度を利用する必要がなかった」「仕事が忙しかった」「配偶者が育児休業を取得した」が多くなっている。

項目	父親	母親
働いていなかった	0	78
取得した(取得中含む)	2	53
取得していない	149	20

○ 村の子育ての環境や支援への満足度についてお答えください。

満足度が低い ← 満足度が高い
 1 (1人) 2 (14人) 3 (44人) 4 (60人) 5 (26人)



【 就学児童編 】

1. 回答者のプロフィール

○ あて名のお子さんの学年をご記入ください。あてはまる番号 1 つに○をつけてください。

児童の学年は、1年生と2年生が多くなっている。(%)

合計	1年生	2年生	3年生
138	39.1	38.4	22.5

○ あて名のお子さんの子育て(教育含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんから見た関係であてはまる番号 1 つに○をつけてください。

主たる子育ての担い手をみると、「父母ともに」が 55.8%と半数を超え、ついで「主に母親」が 40.6%となっている。(%)

合計	父母ともに	主に母親	主に父親	主に祖父母	その他
137	55.8	40.6	2.9	0	0

2. 子どもの育ちをめぐる環境について

○ 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

子どもをみてもらえる親族・知人の有無をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が60.1%で最も多く、ついで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が42.8%でつづいている。(%)

合計	日常的に祖父母等親族に見てもらえる	緊急時もしくは用事の際に祖父母等親族に見てもらえる	日常的に子どもを見てもらえる友人・知人がいる	緊急時もしくは用事の際に見てもらえる友人・知人がいる	いずれもない
138	42.8	60.1	3	7.2	4.3

○ あて名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

お子さんをお育てする上で、気軽に相談できる人や相談できる場が「いる／ある」との回答は87.8%となり、前回調査を下回っている。(%)（前回「いる／ある」回答94.8%）

合計	いる／ある	いない／ない	無回答
142	87.0	2.2	10.8



3. 保護者の就労状況について

○ あて名のお子さんの保護者の就労状況（自営業の方とその家族従事者を含む）についてうかがいます。

保護者の就労状況をみると、父親は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が95.1%となっている。一方、母親は「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が49.0%（前回33.3%）で最も多くなっている。(%)

項目	父親	母親
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	95.1	40.9
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0	2.2
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	0.8	49.0
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0	0
以前は就労していたが、現在は就労していない	0	8.8
これまで就労したことがない	0	0
無回答	2.4	0

○ 現在、パート・アルバイト等で就労しているに方にうかがいます。今後の就労についての希望をお聞かせください。

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望をみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が44.8%と約半数と多くなっている。なお、「フルタイムへの転換希望」がある人は47.9%となっている。(%)

項目	父親	母親
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	0	12.0
フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	1.0	35.9

パート・アルバイト等の就労を続けることを希望	0	44.8
パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい	0	0
無回答	0	7.5

4. 病児・病後児保育について

- この１年間に、あて名のお子さんが病気やケガで学校に行けなかったことはありますか。
(回答数)

合計	あった	なかった
145	98	40

- あて名のお子さんが病気やケガで学校に行けなかった場合に、この１年間に行った対処方法としてあてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も数字でご記入ください(半日程度の対応の場合も１日とカウントしてください)。

病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった際の対処方法をみると、「母親が休んだ」が最も多く、ついで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」がつづいている。

項目	回答日数
父親が休んだ	23
母親が休んだ	78
親族・知人に子どもをみてもらった	44
父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	8
仕方なく子どもだけで留守番させた	8
病児保育「おひさまはるる」を利用した	1
その他	0
合計	162

- あて名のお子さんが病気やケガで学校に行けなかった場合に、病児・病後児保育施設等を利用したいと思いましたか。(回答数)

利用したいと思わないと答えた人は、利用したいと答えた方の３倍強となった。

合計	できれば病児・病後児保育を利用したい	利用したいと思わない
84	18	66

- 病児・病後児保育施設等を利用する場合下記のいずれの事業形態が望ましいと思いますか。
(○はいくつでも) (回答数)

病児・病後児のための保育施設等の望ましい事業形態としては、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が多くなっている。

項目	回答数
小児科に併設した施設で子どもを保育する事業	15
地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業	12
その他(村内で)	0

10. 放課後の過ごし方について（あて名のお子さんが5歳以上である方に）

○ あて名のお子さんは放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか。（○はいくつでも）

「自宅」と「放課後児童クラブ（学童保育）」が上位にあげられている。

過ごしている場所	回答日数
自宅	97
祖父母宅や友人・知人宅	20
習い事	42
放課後児童クラブ	61
子育て短期支援事業「こっこ」	2
その他（図書館・近くの公園）	4

○ お子さんについて小学校のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（○はいくつでも）

小学校時、放課後に過ごさせたい場所をみると、「自宅」が上位にあげられ、ついで、「放課後児童クラブ」、「習い事」となっている。

過ごさせたい場所	回答人数
自宅	91
祖父母宅や友人・知人宅	18
習い事	42
放課後児童クラブ	61
子育て短期支援事業「こっこ」	1
その他（図書館、公園や広場など屋外）・無回答	6



○ 児童クラブを利用している方で、土曜日・日曜日・祝日・長期休暇期間の利用希望はありますか。（希望人数）

土曜日・日曜日・祝日については「利用する必要はない」が多数を占めたが、長期休暇については「利用したい」が低学年。高学年共に多くなっている。

項目	土曜日	日曜・祝日	長期休暇
低学年（1～3年生）の間は利用したい	10	5	33
高学年（4～6年生）の間は利用したい	19	10	47
利用する必要はない	32	40	39

○ 村の子育ての環境や支援への満足度についてお答えください。

満足度が低い ← 満足度が高い

1（0人） 2（11人） 3（44人） 4（55人） 5（23人）

○ 本村の子育て環境についてのご意見、ご提案をお書きください。(自由記入・無作為抽出)

《 未就学児 》

○子どもが急な病気（熱など）仕事の段取り代わりを見つけるなど、少しの時間で良いので、預かってくれるところが地元、近くにあると助かる。

○いろんなことを体験できる機会がたくさんあると助かる。

○発育の様子を知らせてくれること、共にどうしたらよいのか相談できる場所。

○ベビーシッターのように子育て経験や資格のある方に自宅で見てもらえるサポート

○休日問わずに保育してもらえる環境

○同じように子育てに励む人たちがどんな悩みを持ち、どうしているのか共有できるようなコミュニティやサービス、サポートがあるといいと思います。

○飯田、下伊那で病児保育をしてくれるところがひとつしもなく不便。仕事上逆方向のため利用したくてもできず本当に困ります。祝日も仕事なので見てくれる場所が欲しい。

○ファミリーサポート。今は子どもが自分のことをできるようになり、ずいぶん楽になりましたが、子ども達の小さいころは本当にあって欲しかった。(後略)

○土日に使える、子どもと遊べる施設が欲しいです。保育園に行き始めてから支援センターにはいなくなりましたが、土日の雨の日や寒い時期には室内で遊べる場所が欲しい。

○未満児の保育所入所はどことも入りずらいのは知っていたが、利用したい時に利用したい園に入れないう状況は、やはり改善したほうが良いと思う。また、子育て支援に関しても、もっとわかりやすく、利用しやすくした方がよいと思う。

○子育て支援センターで沢山の企画や広場をやって頂き、0～3歳保育園入所まで楽しく子育てができました。ありがとうございました。

○保育園に関する情報（入園条件等）もう少し詳しく載せて頂けると助かる。(本当に大まかにしか載っていないので)

○病児保育のサービスを充実させるより、職場で休みを取りやすくする雰囲気だったり制度が必要だと思います。サービスを充実させるともっと休みにくくなります。本当は親は休んで子どもを看病したいです。

○保育園の先生方にはいろんな相談にのって頂いてありがたく思う。小学校に行っても先生に相談しやすいとありがたい。

○田舎でも祖父母のいない家庭があること、夜、土日に働いている親がいる事、もう少し知ってもらえると、ありがたいと思います。

○発達に関する特性の理解、保育士と共に子どもの特性を踏まえた心理的療育をする機会や共通認識が持てるように、関係機関との連携や情報交換ができるとありがたい。

○土日に利用できる支援センターのようなところがあるとうれしい。

○保育園に毎日楽しく子どもたちが通えて、豊丘に住んで本当に良かったと思います。教育の方にも力を入れてくれているのでありがたいです。これからも子どもたちのためになることをよろしくお願いします。

○夏休みなど長期休暇中の保育を中央保育園でなく各保育園にしてほしい。慣れない環境に子どもが通うのは子どもにも親にとっても不安。職場への距離も変わってしまい利用できない。

《 学童 》

○仕事の手が足りない時は、病児保育を利用していますが、仕事の手が足りている日は有給を利用してお休みをいただきます。そういう時に休める会社、社会であるべきだと思うからです。

○子どもが小さいうちは保育園や子育てセンターから情報が入ってきましたし、先生方に気軽に相談できましたが、子どもがみんな小学校に上がってからは、気軽に相談できる場所がなくなってしまいました。いじめや学校での問題を気軽に相談できる場所、人がいてくれると保護者は安心できるのではないかと思います。

○～前略。保育園の保育料無料という流れが国であります、子どもの保育時間が安易に長くされてしまい、子どもに負担（精神的、身体的）がいけないかと心配です。

○いつも児童クラブで見て頂いて安心です。助ってます。ありがとうございます。

○小学生向けの支援サイトなど気軽に参加できるコミュニティがあるといいと思います。

○屋内、外で子どもたちが一緒に遊べて（ボール遊びや鬼ごっこ、おままごと等）近くに大人の目がある場所があるといいと思います。

○教育に関する費用の負担補助をして頂きたい。

○保護者が体調が悪い時に見てもらえるサービスがあると助かると思います。（特に土日）学校や保育園等が休みで両親ともインフルエンザ等に罹患してしまうと、ほぼネグレクト状態になってしまうため。

○こっこの支援、助けられています。（子育て短期支援事業）この支援サービスを知らない人が意外と村内でも多いので、もっとたくさんの方々に知って頂きたいです。

○豊丘村で病児保育をやって欲しい。（保育園と合わせて）第2第4土曜日も児童クラブを開設して欲しい。

○小学校向けの子育て支援サイトなど気軽に参加できるコミュニティがあるといいと思います。

○家で子どもを見る人が一人しかいない状態で、放課後や夜に会合があるととても困ります。

○核家族で共働きの家庭、豊丘に遠方から転居してきた者に優しい環境であって欲しい。現状では、近くに親族が居なければ、安心して仕事子育ての両立ができない。

○保育園、小学校の先生方には相談にのって頂いてありがたく思っている。夏休みが長くなるなど報道されているので、そういったときに子どもを児童クラブなどをお願いすることがあると思うので利用しやすいとありがたいと思う。

○フルタイムで働いているので、夕方の時間、休みに家の事をやっているが、全てまわらない。地域の行事、学校、保育園の行事で親の負担が多すぎる。役員、村のお祭りになんでもかんでも子どもを参加させるのはやめて欲しい。お囃子を休みの日にやるのはかんべんして欲しい。役員になった時に地域の行事に参加させられるのもかんべんして欲しい。昔と違って母親も働いている家庭も多いので、村としてできるだけ家庭の負担を減らせるように取り組んで欲しい。（お金と時間）

○他の町村に比べて手厚く子育ても支援していただいている。しかし、この子たちが大きくなって大学で学んで帰って来た時、就職先があるのでしょうか。このままだと大切に育てて、他県で働いて税金をそこで納めるようになります。育て、戻ってきて、働く、といういいサイクルができると支援してきたかいもあると思います。

おわりに



第二期 子ども子育て支援豊丘村行動計画によせて (令和2年～令和6年)

「第二期 子ども・子育て支援豊丘村行動計画」「(子どもの笑顔が輝く丘 ～だんQくんの未来づくりプラン～)」が、「子ども・子育て会議」のメンバーをはじめ関係する皆様の英知を結集してできあがりました。



この行動計画は、豊丘村で暮らす全ての子どもが次代の担い手として、心身共に健康で、たくましく主体的に生きる力をもった大人に成長することを目指し、家庭や地域が子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、共にみんなが成長することを目指すものです。

そのために、具体的な事業・施策では、子ども課、教育委員会、保育園、小中学校、総務課、健康福祉課、産業建設課等の村の機関をはじめ、児童相談所、慈恵園、交通安全協会、保育園保護者会、小中学校PTA等の各種団体等との協働により推進していきます。

第二期のスタートに立つと、改めて社会の変化や子どもと家庭を取り巻く状況の変化の大きさを実感します。従って、地域全体で子どもと子育てを支援する未来づくりプランの充実は益々重要になってきました。併せて、子育て・教育に責任を持つ家庭教育の重要性も増してきました。

今回も元豊丘村教育委員長の故毛涯章平先生の「子育てへのこだわり(時代がかわっても)」を掲載させていただきました。「子育ての基本」「先人の家訓から」「子どもが、言われて嬉しいことば」を大人が繰り返し子どもに語ることで子どもが膚で感じ、心の奥底にまで響き、習慣化されていくことによって、自分の力で生きていく大人に成長していきます。それができるのは子どもの一番身近にいる家庭の教育です。

本計画の推進を通して、子どもの自己教育力、家庭の教育力、学校・地域の教育力が向上することを祈念します。

豊丘村教育長 壬生 英文



計画作成者 《 子ども・子育て会議 》

豊丘村教育長	壬生 英文
教育長職務代理	唐澤 武彦
教育委員	菅沼 麻里
教育委員	木下 志保里
教育委員	昼神 賢児
民生児童委員協議会長	片桐 茂房
民生主任児童委員	松尾 恵子
中学校教頭	小林 晋
北小学校教頭	田中 和恵
南小学校教頭	久保田 俊也
中学校 PTA 会長	三澤 寿
北小学校 PTA 会長	春日 宏保
南小学校 PTA 会長	松村 幸紀
北保育園保護者会長	遠藤 航
中央保育園保護者会長	田平 北斗
南保育園保護者会長	松尾 大二郎
児童クラブ職員代表	中臺 貴博
子育てサークル代表	木下 いづ美
子育てサークル代表	佐藤 真理子
教育委員会学校教育係	吉川 翔
健康福祉課 保健師	福澤 千桂
健康福祉課 栄養士	仁科 朋子
教育委員会 子ども課長	北原 理恵
事務局 教育委員会子ども課 子育て支援係	多田 美津子
事務局 教育委員会子ども課 子育て支援係	仲宗根 由美子

令和2年3月制作

